# 唐代の異民族授官における非実職官の授与について

## 学習院大学国際研究教育機構PD共同研究員 河野剛彦

### はじめに

文官の授与が取り上げられる場合や、 こうした唐朝による異民族への爵位・官職の授与についてはすでに数多くの研究成果が蓄積されている。しかし、そ 対する官爵の授与もその一環として近隣諸国の懐柔や来降した人物への対応として行われた。唐代においては、 れらにおいては西嶋定生氏による冊封体制論に代表されるように、国際関係について論じる中で爵位や高位の武官・ な遠方にまで及び、授与された官爵もまた、爵位・文官職・武官職・散官・勳官・使職等の多岐に渡るものであった。 官・地方官と多岐にわたる官爵が授与された。官職を授与された人物の出身国は、唐の周辺国から中央アジアのよう 的な拡大や唐王朝の持つ国際性によって異民族への官爵授与機会は増加し、爵位・武職事官・文職事官・勳官・散 中国は古来より周辺諸国の統御や国境の安定化のため、冊封・羈縻・互市といった様々な手段をとった。異民族に 国と国との交渉史のなかで取り上げられることが多くなっている。

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野)

異民族への官爵授与を見ていくと、授与された官職は実職の職事官だけでなく非実職官が数多く含まれていること

実職官が授与された事例を取り上げたい。異民族への授官において非実職官の授与はどのような対象に授与され、ど いるように、これまで唐代の非実職官に関して論じられる機会は非常に限られたものであった。本稿では異民族に非 のような場合に授与されていたのか。唐王朝の国際秩序観が反映される異民族への授官という行為において、非実職 制についての専論や唐代史の教科書で、おおまかに取り上げられてはいるものの、検討が十分でない」と述べられて おいて、唐代の検校官制の変遷と試官・兼官との関連性について考察されている。頼氏が「唐代検校官制」の序文で 官については他の官職授与について述べる際の付属的な扱いにとどまることが多い。頼瑞和氏は「唐代検校官制」に が確認できる。唐代の官制について論じる場合、爵位・職事官・散官・勲官の四項を中心とする場合が多く、 |管見の限りでは、 過去一世紀の間に「検校」・「試」・「兼」の三種の官制に関する専論は一篇としてない。唐代の官

勳官・衛官は四の一を減ず…」とあり員外官・検校官・試官をひとくくりの対象として規定している。「検校」の持 校」・「兼」・「試」の運用に関する記述は見られない。しかし、これらの官職は両唐書の列伝部分や墓誌、石刻中に多 つ意味は時期によって異なり、厳耕望氏は唐初から粛宗期の検校官を「皆掌本職、与正員不異」とし、「代宗以後、 官の授与はどのように位置付けられるか。本稿ではこの点について考察を行いたい。 く見られ、『新唐書』巻五五、食貨志、文武官禄には「員外官・検校・判・試・知は禄料食糧の半ばを給し、散官・ 唐代の非実職官には検校官・試官・兼官・員外官といった複数の形態が存在する。両『唐書』の職官志には 唐代の非実職官について 非実職」としている。唐代前期の検校官は大方において一種の職務を代行する官員であり、唐代後期におけ

外官および同正員については、文献通考、巻四七、職官考一に、 られ、「兼御史大夫」・「兼御史中丞」・「兼侍御史」・「兼殿中侍御史」・「兼監察御史」が授与されるとされている。員(マ) 実職の場合の「兼」は「兼任」の「兼」ではなく、「検校」と同様に一種の「前置詞」となる。御史台の官職に用い 尉卿・試鴻臚卿・試校書郎・試大理評事・試大常寺協律郎などの文職事官が授与される。また、兼官については、非 る検校については非実職となる。頼瑞和氏によれば、試官が授与される場合、試殿中監・試光禄卿・試太常卿 が・ 試衛

唐は太宗時より已に員外置あり、其の後また同正員を特置するあり。検校・兼・守・判・知の類に至るは、皆本

とあり、『通典』巻十九、職官一には、

員外官、その初めは但だ員外と云う。永徽六年に至り、蔣孝璋を以て尚薬奉御と為し、員外に特置す仍ち同正員

なり。これより員外官にまた同正員有り

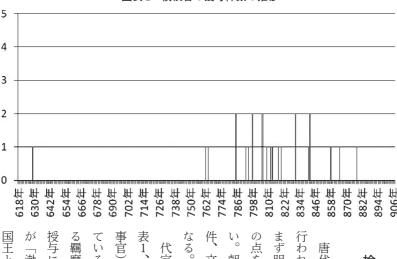
とある。具体的な員外官の運用については、『旧唐書』巻一八四、列伝、宦官に(9)

則天制を称し、二十年間、差いに員位増す。中宗性は慈にして、崇いに恩貨に務む、神龍中、宦官は三千餘人、

七品以上の員外官を授けらるは千餘人を超える

ぞれの授与傾向を分析し、外国人授官における非実職官授与の位置付けを行いたい。 授与されているかについて事例を集めて分析と考察を行いたい。具体的には、異民族への検校官・員外官・試官それ(ヒヒ) とを目的に設置された官職であることがわかる。以上のように唐代の非実職官には複数の形態があり、それぞれに異 とあるように、武則天の時期に増加した官員が中宗時に員外官の授与対象となっており、増加した官員に対応するこ なる経緯を経て成立している。これらの非実職官が異民族へ授官される時、それぞれどのような時期・対象・状況で

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野)



### 検校官の授与について

件、文宗期2件、武宗期3件、宣宗期1件、懿宗期1件、僖宗期1件とい。朝代別の授与数は代宗期2件、徳宗期6件、順宗期2件、憲宗期7の点をいま少し詳しく見ていくために朝代ごとの授与傾向を見ていきたまず明らかなのは、検校官の授与が唐代後半に偏っている点である。こ行われている。図表1は検校官の授与件数の推移を示したものである。こ唐代における異民族を対象とした検校官の授与は22人に25件の授与が唐代における異民族を対象とした検校官の授与は22人に25件の授与が

表1、 が 授与については 国王と同時に授与された検校太尉も郡王から国王への進号に伴って授与 る羈縻州統治の認可を目的とした授与が行われている。この762 ている。 事官)であり、 代宗期の2件の授与を見ると、 「渤海郡王」 整理番号1、以下は番号のみ記す)への検校太尉(正一品、 大欽茂にはこの授与に先立って爵位や地方官との複合授与によ から 同時に渤海国王 「詔以渤海為国」とあり、 「渤海国王」 (爵位) と司空 に変更されている。 1件目は762年に渤海の大欽茂 大欽茂に授与されていた爵位 (文職事官)を授与され したがって、 (別

され たものと考えられる。 もう1件は764年に新 羅 2 からの使者に対して検校礼部尚書が授与されており、

徳宗期には 6人に6件の検校官が授与されてい . る。 785年に新羅の金良相 3 が検校太尉を授与され

は朝貢使の人物への授与となっている。

 $\widehat{4}$ は新羅王・ に新羅王・検校太尉 新羅都督· 雞林州刺史・寧海軍使・使持節大都督との複合授与である。 新羅都督・雞林州刺史・寧海軍使の複合授与が行われ、 800年に新羅の 同じく785年には 金俊邕 てお 金敬信 に ŋ

点は大欽茂への授与と共通している。 郡王と忽汗州都督を、 798年には渤海の大嵩璘 798年に渤海国王を授与されている。 (8) に渤海国王・検校司空・銀青光禄大夫が授与されている。 新羅へ授与された検校官は検校太尉であり、 国王号への進号に伴い検校司空の授与が行わ 渤海には検校司空と差異が見ら 大嵩璘は795年に渤海 れ 7 n

は唐代を通じて広く行われているが、

官爵の複合授与に文職事官が組み込まれるのは新羅への授与と特徴とい

爵位・職事官・地方官の複合授与による羈縻州統治の認

可

王・検校太尉・新羅都督・雞林州刺史の授与が見られる。

1件 1件 1件 6 れらの事例からは使者への検校官の授与では他の官職との複合授与は見られず、 に検校太子詹事が授与されており、 共に使者への授与となっ てい る。

順宗期は2人に2件の授与が行われてい 授与である傾向を指摘できる。 伜 は805年の渤海

る。

1

0

ン大嵩璘

7 9 り の検校司徒の授与であり、 8年に検校司空と同時に従三品の文散官である銀青光禄大夫を授与され 8 5 年には正三品の金紫光禄大夫に進階していることになる。 同時に金紫光禄大夫が授与されている。 大嵩璘は

図表 2

朝代別の検校官授与数、授与人数

代宗期

憲宗期

文宗期

武宗期

宣宗期

懿宗期

僖宗期

2人

授与件数

2件 6件

2件

7件

2件

3件

る点も指摘しておきたい。

また、

792年には回紇の薬羅葛炅

(5) に検校尚書右僕射が795年に

南詔

0

尹

輔

授与人数

6人

2人

6人

2人

3人

1人

1人

1人

徳宗期

順宗期

唐代の異民族授官における非実職官の授与について

都督鶏林州諸軍事・持節寧海軍使との複合授与となっている。これは、徳宗期に見られた新羅君主への官爵授与と同 の授与は新羅の金重熈 空と検校司徒は同じ正一品の文職事官であるが、検校司空が銀青光禄大夫と、検校司徒が金紫光禄大夫と同時に授与 されていることから、 爵位や地方官との組み合わせによって羈縻州統治の認可を行うものであり、検校太尉が新羅の君長に一貫して 渤海への授官においては検校司徒の方が一段上と考えられていたことがうかがえる。 (9)に授与された検校太尉であり、新羅王・鶏林州刺史・開府儀同三司・上柱国・使持節大 もう1件

授与されていることがわかる。

かる。大仁秀は820年に検校司空・金紫光禄大夫・渤海都督を授与されており、検校秘書監が検校司空に銀青光禄 は大元瑜(11)に授与されたものと同一の官爵であり、 大夫が、818年には大仁秀(14)に渤海国王・検校秘書監・忽汗州都督・銀青光禄大夫が授与されている。 都督・銀青光禄大夫が授与されている。813年には大言義 て授与された検校太尉が新羅君主へは恒常的に授与されるものである点は指摘しておきたい。この時期の新羅と渤海 は798年に検校司空、 に対する国際意識の表れとみることもできよう。809年には渤海の大元瑜(11)に渤海国王・検校秘書監・忽汗州 も渤海に対する授与においてはその都度ごとの差別化に意図があったと考えられる。また、大嵩璘が二度の進号を経 憲宗期には6人に7件の検校官が授与されている。806年に渤海の大嵩璘に検校太尉が授与されている。 805年に検校司徒を授与されており、これらは全て正一品の文職事官であるが、少なくと 渤海の君主への官爵授与のパターンが成立していることが分 (13) に渤海国王・検校秘書監・忽汗州都督・銀青光禄

州諸軍事・ 812年には新羅の金彦昇 持節寧海軍使を授与されている。新羅の君主に対する爵位・職事官・地方官を中心とした官爵の複合授与 (12) に新羅国王・検校太尉 ・雞林州刺史・開府儀同三司・上柱国 大夫が金紫光禄大夫に進階している。

憲宗期における検校官の授与には新羅・渤海の君主に対する官爵授与に組み込まれる事例が多く見られる。 による支配権の認可は継続していることがわかる。 貫して検校太尉が授与されているが、 帰誠王・饒楽府都督・銀青光禄大夫を複合授与されている。 ター ンであり、 新羅と渤海を対象としていた検校官の授与が奚にも行われている点は注目される。(⑶ 渤海に対しては大嵩璘への検校司徒・検校太尉の授与以降は検校秘書監 奚の梅落 10 これは羈縻州統治の認可を目的とした授与の典型的 は806年に検校司空を授与されており、 以上のように 新羅 饒 能には 楽郡 に切

は文宗期も継続されている。 これは爵位や地方官との複合授与であり、 文宗期は2人に2件の検校官が授与されている。 16 に検校太尉が授与されており、 大言義・大仁秀と同様の授官傾向である。 新羅君主に対する官爵の複合授与に検校太尉が組み込まれるという方針 渤海の大彝震 15 が831年に検校秘書監を授与され また、 同じく831年に新 てい

り替わっているように、

国ごとに異なった基準によって授与が行われていることがうかがえる。

文宗期の金景徽の場合と同様の官爵複合授与が行われている。 武宗期には3人に3件の検校官が授与されてい 軍大将軍・ 衛大将軍・ 帰義副軍使が授与されている。 検校工部尚書・ る。 8 帰義軍使が、 41年に新羅の金慶膺 842年には回紇の嗢没斯 愛邪勿 嗢没斯と愛邪勿は唐に内属した際に官爵授与を 19 17 に寧塞郡 に検校太尉が授与され 公・検校右散騎常侍 18 に懐化郡王・右金吾 てお り

国別の検校官授与数、授与人数 授与人数 授与件数 10 件 10人 10 件 7人 3人 3件 1人 1件 1人 1件 受けており、

れてい した回 る。 [|紇の首領では授与方針に明確な差異があることが指摘できよう。 このことから、 外地羈縻州 統治の 認可を目的とした新羅 渤海 の授与と、

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野

図表3

新羅

渤海

回紇

奚

南詔

きた新羅や渤海への授与と異なり、

爵位

・武職事官・文職事官・使職の複合授与となっている。

これまでに見て

地方官が授与に含まれておらず実職の武官職が授与さ

七

八

0

例からは新羅の新君長に対する爵位・検校の文官職・地方官を中心とした組み合わせが唐末まで継続されていたこと 爵位・検校の文官職・地方官・文散官による組み合わせが継続されている。懿宗期には865年に新羅の金膺廉 878年に新羅の金晸に新羅王・検校太尉・開府儀同三司・使持節大都督・雞林州諸軍事が授与されている。 宣宗期には858年に渤海の大虔晃 に新羅王・検校太尉・開府儀同三司・上柱国・使持節大都督・雞林州諸軍事が授与されている。 20 が渤海国王・検校秘書監・忽汗州都督・銀青光禄大夫を授与され 僖宗期は この二

与されているように、爵位の進号や官位の進階に検校官が伴って授与されていることがある。また、大嵩璘に正 は検校大尉から位階が五段階下の官職であり、 の検校大尉が授与されているが、子の大元瑜には従三品の文職事官である検校秘書監が授与されている。 検校司空、検校司徒、 貫して授与されていることが挙げられる。渤海に対しては7人に10件の検校官が授与されている 事例が1件見られるのを除いて、他はすべて新羅の君長を対象とした官爵の複合授与の一部として検校官が授与され 10人に対して10件の検校官授与が行われている(整理番号2、3、4、7、9、12、16、17、21、 羅と渤海への授与が全体の半数以上を占めており、渤海を除いては1人に1件の授与であることがわかる。 から渤海国王への進号に伴って検校司空を授与され、その後805年に金紫光禄大夫への進階に伴って検校司徒を授 11, 13, 14, 15, ここからは、国ごとの授与傾向について見ていきたい。 新羅の君長への検校官授与の特徴として爵位(新羅王)・文職事官(検校大尉)・地方官 20)。検校官授与の対象が渤海の君長である点は新羅と共通するが、授与された検校官は検校太尉 検校秘書監と多くなっている。この要因としては大嵩璘 渤海の代替わりに際して官職授与の位階の変化が見られる。 図表3は国ごとの検校官の授与数を示したものである。 (整理番号8)が798年に渤海郡王 (整理番号1、 (雞林州刺史) 22)。朝貢使への これは唐 新羅には

認可を目的とした授与と考えられる。南詔に対しては来朝した使者への授与となっており官職の複合授与は行われて 位・検校の文職事官・地方官・文散官が複合授与されており、授与後に「放還蕃」とあることから外地羈縻州統治の の国際意識や渤海に対する評価の表れと考えられる。 (整理番号5)と内属した君長への授与が2件(整理番号18、 回紇は3人に3件の授与が行われており、 19)となっている。 奚には梅落 使者への授与が (整理番号10 に爵 . 1 件

た。 以上、異民族を対象にした検校官の授与について、朝代別・国別の視点からその授与傾向について分析を行ってき 内容をまとめれば以下のようになろう。

いない。

- 1 異民族を対象とした検校官の授与は唐代後半に集中しており、国別では新羅、渤海に対する授与が全体の 占める。そのほとんどが冊封の一環としての授与であり、爵位・地方官・文散官と共に授与されている。 8割を
- 2 尉)・地方官 新羅に対しては検校大尉が継続して授与されており、新羅の君長に対する爵位 (雞林州刺史) の複合授与の一環として検校官が授与されている。 (新羅王)・文職事官
- (3) 物への複数回の検校官授与による進階が見られることから、検校官の位階に渤海に対する唐朝の評価が反映され 渤海に対する授与では、 ていた可能性を指摘できる。 一爵位の進号時や新たな君長の冊立時に授与される検校官の位階が変動しており、
- 4 も行われていない。 回紇と奚への授与は、 来朝した使者への臨時的な授与と考えられる。 内属時の加官として授与されている。 使者への授与は二件と少なく、他の官爵の同時授与

試官・兼官の授与について

咄霸国2件、 徳宗期12件、 試官の異民族に対する授与は、17人の人物に17件の授与が確認できる。朝代ごとの試官の授与件数は代宗期1件、 南詔1件、逋租国1件清遠国1件、文單国1件、驃国1件、雲南1件となる。 憲宗期2件、年代不明が1件となる。また、国ごとの授与件数は東女国4件、 新羅3件 南水国2件

卿が授与されている。 いては の人物に対する授与である。 のが穏当であろう。 する試官の授与では他の官職との複合授与は行われていない。 が授与されており、 これによって内属の認可を行っていたと考えられる。794年には雲南からの使者である段南羅 集中している。 記されており、来朝した君長に対する授与として試官と文散官が複合授与されている。 、10)・咄霸国(11)に試官の文職事官と文散官の複合授与、あるいは試官の文職事官と地方官の複合授与が行われて 代宗期には文單国の婆彌 これらの事例は、 「新羅質子」と記述されており、試光禄少卿を授与される前には試衛尉少卿を帯びていたとある。 793年に東女国(2、3、4、5)・逋租国 憲宗期には806年に新羅の王子である金献忠 803年には南詔からの使者である楊鏌龍武に試太僕少卿が授与されている。 授与に至る前後の事情は不明であるが、 東女国・逋租国・南水国・清遠国・悉薫国・咄霸国が剣南西川府に帰順した際の授与であり (別表2、整理番号1)に試殿中監、開府儀同三司が授与されている。 また、 812年には同じく新羅の金沔 また、803年には驃国の王子である悉利移に試太僕 驃国と唐の距離を考えれば来朝した際の授与と考える (6)·南水国(7、8)·清遠国(9)·悉薫国 <u>16</u> (15)に試秘書監が授与されており、これは宿衛 に試光禄少卿が授与されている。 徳宗期には試官授与の7割が (12) に試太子詹事 これらの使者に対 婆彌は文單国王と したがって、

憲宗期の2件の授与はいずれも在唐の新羅の王族を対象とした授与と考えられる。

朝している。798年には南詔の朝賀使である楊鏌龍武に試太僕少卿と兼御史が授与されている。また、794年に与が確認できる。796年に南詔の尹輔酋(8)に検校太子詹事と兼中丞が授与されており、尹輔酋は使者として来 は雲南の来朝使に兼御史中丞が授与されている。以上のように、異民族への兼官の授与は徳宗期に使者を対象にして ここからは、兼官の授与について見ていきたい。兼官が異民族に授与された事例は非常に少なく、3人に3件の授

行われていることがわかる。

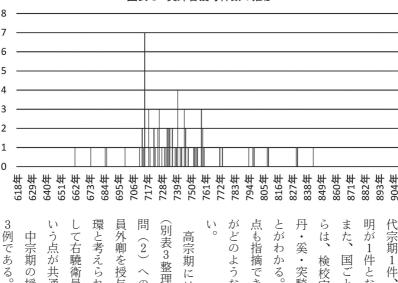
單国が剣南西川府に帰順した際の授与であった。新羅に対しては宿衛の人物に高位の文職事官の試官が授与されてい の複合授与も見られない。そのため検校官の授与と同様に臨時的な授与と考えられる。徳宗期における使者に対する 以上のように、試官の授与は徳宗期に授与が集中しており、これは東女国・南水国・咄霸国・逋租国・清遠国・文 宿衛に対する試官の授与は新羅のみに見ることができる。使者への授与は南詔への1件のみであり、(宮) 他の官職と

### 員外官の授与について

授与という点で兼官にもほぼ同様の傾向を見ることができる。

ていることがわかる。この期間は玄宗期にほぼ重複する。では、もう少し細かく表の示す内容について分析してみた 授与件数を時系列順に表したのが図表4である。このグラフを見ると710年から760年頃の期間に授与が集中し 唐代に行われた異民族を対象とした員外官の授与は、70人に77件の授与が行われている(別表3参照)。これらの 図表5の朝代ごとの授与件数を見ると、高宗期2件、中宗期3件、睿宗期1件、玄宗期5件、 粛宗期6件

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野



高宗期には2例の員外官の授与が確認されるが、これは百済の扶余降

らは、 (,) とがわかる。 丹・奚・突騎施といった遊牧系の国に対しても員外官が授与されているこ また、 明が1件となる。玄宗期に偏りが見られることは先に述べた通りである。 代宗期1件、 がどのような状況でどのような国・人物に授与されているかを見ていきた 点も指摘できよう。 検校官の主な授与対象であった新羅・渤海だけでなく、 国ごとの授与人数と授与件数をまとめたのが表6である。 また、 徳宗期2件、 ここからはいささか煩瑣となるが、 唐から比較的距離の離れた国も授与対象となっている 憲宗期2件、文宗期2件、 武宗期 朝代を軸に員外官 1 件 突厥・ この表か 年代不 契

問 員外卿を授与されており、これは来降した異民族の首長に対する慰撫 して右驍衛員外大将軍が授与されている。 環と考えられる。 、別表3整理番号1、 う点が共通する。 (2) への授与である。 金仁門については、 以下括弧内は番号のみ表記) 扶余隆は、百済滅亡後に唐に亡命した際に太常 当時宿衛の立場にあった金仁門に対 いずれも在唐の人物への授与と への授与と新羅の金仁 0

中宗期の授与例は、

阿史那

元慶

(3)・王斂臂

(4)·慕容宣

趙

 $\overbrace{5}$ 

阿史那元慶は阿史那元慶彌射の後継として左衛員外大将軍が

聖歴三年 容宣趙に と考えられる。 鉢は唐に内附して内地羈縻州の長となっ 外将軍を授与されている。 授与され、 あたる。 に員外官の授与をもって応じている点は異民族授官における員外官の用途として注目される。 う官職授与の 可汗は阿史那 慕容宣趙以降 は左豹韜員外大将軍のみの授与となっている。 (700年) 同 時 元慶彌射にも授与されている。 環として行われたものと考えられる。 しかし、 に左玉鈴衛将軍・ に左豹韜員外大将軍が授与されている。 :の吐谷渾に対する官職授与を見ると、 慕容諾曷鉢には唐への内附に際して安楽州刺史・駙馬都尉が授与されているのに対して、 周辺国の君長が在蕃のまま使者を派遣して官職を要求した例はあまり例が無く、 崑陵都護 っている。 このことから阿史那元慶へ員外官の授与は在蕃の有力者の代替わ 鎮国 そのため、 大将軍・ 東女国の王斂臂は大臣を唐に派遣して官職を請 聖歴三年は非実職の授与数が大きく増加する玄宗期 興昔亡可汗が授与され 慕容道奴が雲中郡開国公・左威衛大将軍同正 慕容宣趙へ これは慕容諾曷鉢を継いだ際の授与であり、 の授与も内地羈縻州の管理を期待し てい る。 このうち崑陵都 吐谷渾の慕容宣趙 左玉鈐 唐が 刺史を、 の直 慕容諾 てのも りに伴 興昔亡 べこれ 前 には

朝代別の員外官授与数、授与人数 授与件数 授与人数 高宗期 2人 2件 3件 中宗期 3人 1人 睿宗期 1件 玄宗期 51 人 56 件 粛宗期 5人 6件

1人

2人

2人

2人

1人

驃騎大将軍

(696年)・

特進

(696年)・遷善可汗

(696年)

(693年)・左衛大将軍

(693年)・

されており、

慕容宣趙と同様に玄宗期直前の

時

期に員外官の授与が

?開始さ を授与 外大将軍を授与される前に帰国公

1件

2件

2件

2件

1件

那默啜

6

に右驍衛員外大将軍が授与されている。

組み合わせによる授与が見られるようになる。

睿宗期には711 非実職の武官職

阿史那

默啜

は右驍員 年に阿 地方官

爵位

慕容復が青海国王・左金吾衛大将軍員外同正・長楽都督を授与されているように、

図表 5

代宗期

徳宗期

憲宗期 文宗期

武宗期

れてい

る。

このように、

中宗期

睿宗期に

おける員外官の授与は

ず

n

在蕃の有力者

の授与という点が共通しており、

唐代の異民族授官に

おける非実職官の授与について

(河野

異民族の君長

0 U

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野)

図表 6	員外官(	の国別授	与数		
	授与人数	授与件数		授与人数	授与件数
渤海	9人	10 件	百済	1人	1件
突厥	8人	8件	黒衣大食	1人	1 件
新羅	8人	8件	骨咄祿	1人	1 件
奚	8人	11 件	三葛邏祿	1人	1件
契丹	7人	7件	中天竺	1人	1件
突騎施	5人	5件	吐火羅	1人	1件
回紇	4 人	6件	東女国	1人	1件
高句麗	2人	2件	百蘭	1人	1件
東女	2人	2 件	勃律	1人	2 件
于闐国	2人	2 件	罽賓国	1人	1 件
吐蕃	1人	1件	護密国	1人	1件
吐谷渾	3 人	3件			
			-		

り行われているが、こうした官職授与に員外官が組み込まれるようにな

るのは、中宗期以降であることが分かる。

訳を見ると、 る。玄宗期には延べ49人に53件の員外官が授与されている。国ごとの内 続く玄宗期は員外官の授与が唐代を通じて最も多く行われた時期であ 渤海9件、突厥7件、新羅6件、奚6件、契丹6件、

件となる。渤海に対する員外官の授与を見ると、最も多くみられるのが 百蘭1件、 施5件、回紇3件、高句麗2件、于闐国1件、護密1件、三葛邏禄1件 吐蕃1件、勃律1件、黒衣大食1件、 骨咄禄1件、吐谷渾1

外置)、大昌勃價(26、左威衛員外将軍)、大都利行(27、左武衛大将軍 宿衛の任にあった人物に対する授与であり、大述芸(20、左衛大将軍員

地方官の複合授与による羈縻州統治の認可を目的とした授与における員外官の授与は中宗期から行われており、 縻州に在住している者が火拔頡利發(9、左衛員外大将軍)、支匐忌(11、軍衛大将軍員外置)、挾跌思泰(12、右衛 期においても継続されていることが分かる。突厥に対しては7人に7件の員外官が授与されている。このうち内地羈 に員外官が授与されており、ともに渤海郡王・忽汗州都督を複合授与されている。このような爵位・高位の員外官・

ついている。また、大祚栄(7、左驍員外大将軍)、大武芸(21、左驍衛員外大将軍)に対しては爵位や地方官と共

蕃(41、左領軍衛員外大将軍)、大勗進(44、左武衛大将軍員外置同正)の五人が在唐の状態で宿衛の任に

州と統治の認可を目的とした官職の複合授与の一環として員外官が授与

されている。羈縻州の統治の認可を目的とした官職の複合授与は唐初よ

いる。 官との複合授与は行われていない。 渤海・突厥と異なり、 として来朝した新羅の大臣への授与であり、「放還蕃」と記されている。このように、新羅に対する員外官の授与は 左領軍衛員外大将軍) たのが金志満 羅に対しては6人に6件の員外官授与が行われており、渤海や突厥には見られなかった文官職の員外官が授与されて 左金吾衛大将軍員外置) 合授与による羈縻州統治の認可は渤海と同様である。 挾跌思泰には樓煩郡公 また、他の官職との複合授与は見られず、員外官のみの授与が行われている。このうち在唐で宿衛の任にあっ 31 鶻屈頡斤 太僕卿員外置)、金志廉(33、鴻臚少卿員外置同正員)、金思蘭(35、 羈縻州統治を目的とした複数の官職の複合授与に員外官は含まれておらず、 の4名であり、 (爵位)・挾跌都督 (地方官)・特進 (文散官) の2人は、 13 左驍衛大将軍員外置) 阿史那忠孝(18、 授与の記録に「放還蕃」とあることから在蕃の人物への授与であり、 残る金志良 (32、太僕少卿員外置)、金端竭丹 の4人であり、 左領軍衛員外将軍)は授与に至る前後の事情が不明である。 斯壁紆思鮮闕 火拔頡利發には燕北郡王 (39、左金吾衛大将軍員外)、莫賀咄頡 が員外官と複合して授与されている。 38 太僕員外卿)、金忠信 衛尉少卿員外置) (爵位) 宿衛や使者に対 と員外官が、 爵位や地方 官爵の複 は使者  $\widehat{43}$ 37

際に員外官を授与され「放還蕃」と記録されている。突騎施には5人に5件の員外官が授与されており、 の複合授与であり、 右金吾員外大将軍・右羽林軍員外将軍)は爵位と使職、李詩 奚には4人に6件の員外官が授与されている。李大輔 こした際の授与となっている(40、 左金吾衛員外大将軍) 羈縻州統治の認可を目的とした授与が行われている。 への授与が爵位 45 46 (脩義王) との複合授与であるほかは、 48)。阿史那洪達 (15、左金吾衛員外大将軍) は爵位と地方官、 (34、左羽林軍大将軍同正) (46) が文官職の員外官 (太僕員外卿) 李綴 29 員外官のみの授与で全員が 右武衛員外大将軍) は爵位・文散官・地方官と 李魯蘇 を授与され 吐火仙骨啜 23

て員外官の授与が行われている。これは先述した新羅への検校官の授与と関連すると考えられる。

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野

図表 7 授与された員外官とその状況

	исжи де с		
出身国	授与対象	授与された員外官	授与状況
渤海、突厥、突騎施、 回紇、契丹、奚	冊封を受けた君長 羈縻州の君長	従三品以上の武職事官(十 二衛の大将軍、将軍)	爵位・地方官との複合授与
突厥、突騎施、吐蕃、 契丹、百済、高句麗	唐へ内附した君長	従三品以上の武職事官(十 二衛の大将軍、将軍) 太常員外卿	爵位・地方官との複合授与
渤海、于闐国、中天 竺、罽賓国、黒衣大 食、護密、勃律	唐に来朝した人物	從三品以上の武職事官(十 二衛の大将軍、将軍) 大僕員外卿、鴻臚少卿員外 置、太常少卿員外置、太子 舎人員外	文職事官、武職事官のみの授与
渤海、于閩国、護密、 新羅	宿衛の人物	従三品以上の武職事官(十 二衛の大将軍、将軍)、大 僕員外卿、太僕卿員外置、 鴻臚少卿員外置同正員、	文職事官、武職事官のみの授与
新羅、渤海	使者への授与	太僕少卿員外置、衛尉員外 少卿、鴻臚卿同正	文職事官のみの授与

伏帝匐

(14、左金吾衛大将軍員外置同正員)

は地方官と使職が員外

あることが分かる。回紇は3人に3件の員外官授与が行われている。

「放還蕃」と記されていることから授与後は在蕃の状態での授与で

員外官と爵位と文散官を授与されている。ともに爵位や地方官との 官とともに授与されており、思力裴羅(50、右驍衛員外大将軍)は 治の認可が行われている。

屬固家

(28、右領軍衛員外大将軍)も

員外大将軍)の5人は爵位や地方官との複合授与によって羈縻州統 衛員外大将軍)、吐于(24、左金吾衛大将軍)、邵固(25、左羽林軍

更 人に6件の員外官が授与されている。李楷洛 ていることが目を引くが授与に至る詳細は不明である。 婆固(19、左金吾衛大将軍員外置同正員)、鬱于(22、 (8、左羽林将軍同 契丹には6

左金吾

高拱毅 が授与されている。 悉爛頡斤(51、右武衛員外将軍)には勲功に対して右武衛員外将軍 複合授与であり羈縻州統治認可を目的とした授与と考えられる。 17 回紇と同様にいずれも羈縻州統治の認可を目的とした授与とな 左衛員外大将軍員外置同正員) <u>16</u> 左領軍衛将軍員外置) 高句麗は2人に2件の員外官が授与されており には爵位と地方官が、高文簡 は爵位を同時に授与されてお

っている。

将軍)、阿摩支知 羈縻州統治の認可に加えて、 衛員外大将軍)、護密国の羅真檀 と記されるのが、三葛邏禄の苾伽葉護頓阿波移健啜 降した際の授与が吐蕃の悉諾邏 れている。残る于闐、 天宝七載に鴻臚員外卿を授与されている。どちらも授与後に「放還蕃」とあり、来朝した僧侶へ員外官の授与が行わ 勃律は2件の員外官が授与されている。 玄宗期における異民族に対する員外官の授与は、玄宗期以前から行われてきた爵位・地方官の複合授与による (30、右武衛大将軍員外置同正員)、頡利發 護密、三葛邏禄、百蘭、吐蕃、黒衣大食、骨咄禄は全て1件のみの授与となっている。 宿衛や使者、 (57、左驍衛員外大将軍)、吐谷渾の慕容道奴 (36、左金吾衛将軍)、前後の事情が不明なのが百蘭の籠薫占庭(56、左武衛員外大 これは来朝した勃律僧伽羅密多(52) 外国僧を対象とした員外官授与が開始されており、授与対象の大幅な拡大 (53、左武衛大将軍員外置)、黒衣大食の謝多阿密 (55、左羽林軍大将軍員外置同正員)となる。 (10、左威衛大将軍同正)。「放還蕃」 が、天宝四載に右金吾員外中郎将を 54 以上のよ 左金吾 唐に来

760年に来朝して宿衛の任についた際に大僕員外卿を授与されている。中天竺の善部末摩(ミロ) 宗期における員外官の授与は多様な授与状況が見られた玄宗期と異なり、 授与にいたる経緯は不明だが来朝した王に対して文官職の員外官が授与されている。吐火羅の山那 と記されており、 これは骨啜特勒が安史の乱鎮圧のために入朝していたという事情によるものと考えられる。于闐国の葉護曜 林軍員外大将軍)を759年に授与されている。文武の員外官を同時に授与される事例は他にほとんど見られないが 粛宗期には5人に6件の員外官授与が行われている。 と記されており、 来朝した仏僧に文官職の員外官が授与されている。罽賓国の藏般若力 中天竺の場合と同様に来朝した仏僧に文官職の員外官が授与されている。 回紇の骨啜特勒 61 仏僧への文官職の員外官の授与、宿衛には は2件の員外官 <u>59</u> 58 は「罽賓王」とあり、 (鴻臚卿員外置 は 以上のように、 (60) は「吐火羅 「婆羅門三蔵 62

が見られるのが特徴である。

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野

/\

軍事に関連のある部署の員外官の授与というように、 個人ごとの事情に対応した授与が行われていることが指摘でき

ているが、これは爵位と地方官を同時に授与されていることから羈縻州統治の認可が目的と考えられる。 ことから授与後は在藩であると分かる。また、798年には吐谷渾の慕容復(6)に左金吾衛大将軍同正が授与され 尉卿同正が、 とから新年祝賀の使者に対する授与であることがわかる。 代宗期は新羅の金標石 797年に渤海の王子である大清允(65)に右衛将軍同正が授与されている。ともに「令帰国」とある (8)に衛尉員外少卿が授与されている。金標石については「来賀正」・「放還蕃」とあるこ 徳宗期には794年に渤海の使者である大常靖 64

いる。文宗期には契丹の屈戍 れている点には注意を要する。続く武宗期は奚の茹羯(8)が830年に内附した際に右驍衛将軍同正を授与されて えられるが、玄宗期まで行われていた爵位や地方官との複合授与でなく使職と員外官の組み合わせによる授与が行わ 盧龍軍節度使)が授与されている。 、檀薊州游弈兵馬使) が授与されている。翌年に使者を派遣していることから在蕃の有力者に対する授与であると考 以上、唐代に異民族を対象とした員外官の授与傾向について出身国と朝代を軸に分析を行った。 憲宗期は809年に唐に来降した奚の没辱孤 (70)が内附した際に右武衛将軍員外置同正員と武散官 また、808年に唐に来降した索低(67)に対しては右武威衛将軍同正と使職 (68)に対して右領軍衛将軍員外同正と使職 (雲麾将軍) (平州游弈兵馬使、 を授与されている。

その内容をまとめ れば以下のようになる。

- 1 員外官は検校・試・兼官が対応していた文職事官だけでなく武職事官に対応しており、 常に多くなってい 武職事官の授与件数が非
- 2 員外官の授与は玄宗期に集中している。員外官の制度は貞観期から存在していたが、 異民族授官における非実職

官の授与が本格的に行われるのは開元期以降であることがわかる。

- 3 官・兼官の場合と異なり、 突厥、 新羅、 突騎施、 遊牧系の民族への授与が多くなっている。これらの国々には、 回紇、 契丹、奚といった唐の周辺国が員外官の主な授与対象となる。検校官・試 冊封や羈縻州設置に伴
- 4 新羅・渤海の使者に対しては従三品以上の文職事官の員外官が授与されており、新羅・渤海に文官職が授与され う官爵の複合授与の一環として従三品以上の武職事官の員外官が授与されている。

る傾向は検校官・試官・兼官の場合と共通する。 他の官爵との

(5) 遠方の国々も授与対象になっているが、それらの国々に対しては員外官が単独で授与されており、 複合授与は見られない。

### おわりに

例を網羅的に分析して考察を行った。最後に、検校官・試官・兼官・員外官それぞれの授与傾向の分析から得られた 以上のように本稿では、異民族を対象とした非実職官授与について検校官・試官・兼官・員外官それぞれの授与事

内容から、異民族授官における非実職官授与についてまとめてみたい。

遠国・文單国への授与)といったように、限定された状況における事例が中心となっていることが確認できた。 衛の人物 方で、員外官は授与された件数が最も多く、授与の対象となった国も唐の周辺国から遠方の国まで多岐に及んでい まず、異民族への非実職官の授与において、検校官・試官・兼官の授与は、 (新羅)への授与、あるいは一時期に集団で内属した国々への対応 (東女国・南水国・咄霸国・ 特定の国への冊封 (新羅・ 逋租国 渤海) や宿

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野)

として異民族授官に本格的に導入したためと考えられる。中唐期以降に異民族への授与が本格化する検校官・試官・(ミヒ) 兼官が限定された状況における授与にとどまるのも、用途の広い員外官の授与が先行して行われていたためではない に増加した異民族への授官に対応するため、文職事官・武職事官・地方官に対応する員外官を汎用性の高い非実職官 また、授与件数の推移を見ると玄宗期に授与件数が急増し、その後も継続して授与されている。これは、

かと考えられ

方・南方、武官―西方・北方という方角と官職の対応が記されており、上の傾向と符合する。 め本稿では言及しなかった。この点も今後の課題として指摘しておきたい。 官の授与には故人に対する評価や出身国との関係に加えて、生前に与えられた官職の位階等多くの要素が影響するた さらには儀礼的な要因といった多くの問題が影響するため、ここでは可能性を指摘するに留め今後考察を進めたい。 を見ていくと、「東方・南方―文官」、「西方・北方―武官」という対応関係が見える。『大唐開元礼』には、文官 与されており、来朝した君長に対しても同様の傾向が認められる。このように、非実職官を軸に周辺国への官爵授与 反面、突厥・突騎施・回紇・契丹・奚といった国々に対しては、員外の武職事官の授与が冊封・羈縻州設置の際に授 主に授与されている。 ている。 において儀礼的な要因が影響していたとも考えられるが、この問題には国際関係や授与対象となった個人への評価、 新羅・渤海に対しては、 実質的な意味合いに乏しい官職授与という点では、死後の贈官もまた非実職的な性質を持つとも言えるが、 検校司徒) また、新羅・渤海・南詔の使者に対しては検校官・試官・兼官・員外官の文職事官 が授与されており、 これらの国々には唐の東方・南方に位置し、漢字文化を受容したという共通性を指摘できる。 冊封・羈縻州統治の認可に伴う官爵授与の際に高位の文職事官の検校官 冊封の一環として検校の文職事官の授与が見られるのは新羅・渤海のみとなっ (非実職の文職事官)が そのため、異民族授官 (検校大尉、

1 周辺民族の君長を対象とした王号や爵位の授与から、唐を中心とした国際関係を考察した研究としては池田温氏、坂元義種 金子修一氏らによる研究がある。池田氏は、唐に存在した外国人を「固有外族官職」・「専任外族武階」・「外族技術官」・

に唐を中心とした新羅・高句麗・百済・日本・渤海の関係について論じられている。金子氏は王号の授与に注目され、唐が外 衛」は確認される例が多く、その職務についても実質的な性格を帯びていたとされている。坂元氏は、和親・冊封の概念を軸 |武官、宿衛」に分類され、「固有外族官職」・「外族技術官」 の例は僅少であるか限定的であり、「 専任外族武階」・「武官・宿

冊・使節よりみたる―」、『古代東アジアの日本と朝鮮』(吉川弘文館、 考」唐代史研究会『隋唐帝国と東アジア世界』(汲古書院、1979年所収)。坂本義種「古代東アジアの国際関係―和親・封 ついては、「頻繁に見られる」とされるのみであり、概観的な考察に止まっている。それぞれ、池田温「唐朝処遇外族官制略 たとされている。劉琴麗氏は、唐代の武官職の授与について総括的な研究を行われているが、外国人を対象とした官職授与に 国に対して本国王・徳化王の二種類の王号を使い分けて授与することによって、周辺諸国との国際関係形成の一端を為してい 1988年所収)。金子修一『隋唐の国際秩序と東アジ

2 検校官についての研究がある。頼氏は検校官制について試官・兼官との関連を強調されているが、員外官に関しては言及され 頼瑞和『論唐代的検校官制』『漢学研究』第24巻、第1期、 2006年6月。唐代の非実職官の研究には、頼瑞和氏による

ア』(名著刊行会、2001年)。劉琴麗、『唐代武官選任制度初探』(社会科学文献出版社、2006年)。

該当する人物を分析の対象とした。化外人については、石見清裕「唐代の国家と『異民族』」(『歴史学研究』六九〇号、 蕃夷の国の別に君長を立てる者を謂う」とあり、擅興律、征討告賊消息の疏議では化外人を「声教の外、四夷の人」と定義し 唐王朝による唐人と外国人の区分として「化外人」の概念がある。『唐律疏議』名例律、化外人相犯の疏議に「化外人とは 996年)において取り上げられており、本稿における化外人の説明は石見氏の所論に依拠している。 越度縁辺関塞では、化外人との密かな交易、化外人との結婚等を禁じている。本報告ではこの「化外人」に

3

 $\widehat{4}$ 頼瑞和氏は、『宋史』巻一七〇、職官志、 唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野 雑制に引かれた『三朝志』の記述「検校・兼・試官の制は、 検校は則ち三師・三

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野)

にあるとしている。 公・僕射・尚書・散騎常侍・賓客・祭酒・卿・監・諸行郎中・員外郎の類、兼官は則ち御史大夫・中丞、侍御・殿中・監察御 試秩は則ち大理司直・評事・秘書省校書郎。」を引いて、 唐代との共通性を指摘し、検校官・兼官および試の根源が唐代

(5)『旧唐書』巻五五、食貨志、文武官禄

員外官・検校・判・試・知給禄料食糧之半、散官・勳官・衛官減四之一、致仕五品以上給半禄、解官充侍亦如之。 衛同京官。 四夷宿

- (6) 厳耕望『唐僕尚丞郎表』、中央研究院歴史語言研究所、1956
- (8)『文献通考』巻四七、職官考一(7) 前掲注3頼論文参照。
- 9 『通典』巻十九、職官一 唐自太宗時已有員外置、其後又有特置同正員。至於検校・兼・守・判・知之類、皆非本制
- 員外官、其初但云員外。至永徽六年、 以蔣孝璋為尚薬奉御、員外特置、仍同正員。自是員外官復有同正員
- 11 10 『旧唐書』巻一八四、列伝、宦官 員外官の概要については、杜文玉「論唐代員外官与試官」『中国中古政治与社会史論稿』(三秦出版社、2010所収)を参 則天称制、二十年間、差增員位。中宗性慈、務崇恩貨、 神龍中、宦官三千餘人、超授七品以上員外官者千餘人
- 12 本稿の非実職官の授与記録は、『旧唐書』、『新唐書』の本紀・外国伝、『唐会要』、『冊府元亀』、『資治通鑑』、『三国史紀』、

照

"唐大和上東征伝』から抽出した。

- 13 奚への官爵授与で検校の文職事官を授与されているのは梅落のみであり、他の奚出身の人物に対する羈縻州統治の認可を目
- 14 的とした授与は爵位・武職事官・地方官を中心とした複合授与によって行われている。 金彦昇(整理番号12)は新羅国王を授与されているが、『三国史記』では新羅王と記されている。金子修一氏は 一斑」(金子修一『隋唐の国際秩序と東アジア』名著刊行会、2001年所収)において、金彦昇の新羅国王の号について

例外的な事例であるとされている。

- 15 ている。 (整理番号14)も818年に検校秘書監と銀青光禄大夫を授与され、820年に検校司空、金紫光禄大夫に進階され
- (16) 兼中丞とあるので尹輔酋に授与されたのは兼御史中丞と考えられる。
- ずれかであるか不明である。 御史とあるだけなので、楊鏌龍武に授与された兼官が兼御史大夫・兼御史中丞・兼侍御史・兼殿中侍御史・兼監察御史のい
- 18 戟とみ記載)、文職事官が5件、 る。官職ごとの授与は、武職事官が13件、折衝府官が7件、 他国の宿衛の人物に対しては十二衛の武官職や折衝府の官が主に授与されている。宿衛の人物に対する授与は34例確認でき 爵位が1件となる。 所属の不明な官職の授与が8件 (将軍、中郎将、 鎮副、
- 19 阿史那彌射は顯慶二年(657年)に右武衛大将軍、崑陵都護、驃騎大将軍、興昔亡可汗を授与されている。
- 20 慕容諾曷鉢には河源郡王、青海国王、安楽州刺史、駙馬都尉が授与されている。
- い。他国の宿衛の人物に対しても太僕寺の官員の員外官が授与されている(図表整理番号31、32、35、46)。 文官職の員外官であるが、太僕寺は車馬の管轄を職掌とする部署であり、宿衛に任にある人物に授与されても不自然ではな
- 22 することができる いことから、唐人と異民族では員外官の授与において、授与された官職そのものに明確な差異が存在している点を改めて指摘 以上の員外の文職事官が授与される事例を多く確認できる。異民族への員外官の授与において地方官の授与は一件も見られな 方官の授与が最も多く、その半数以上の事例で貶官として授与されている。また、文職事官の授与では、皇族に対して従三品 異民族授官において員外官の地方官が授与された事例は確認できないが、唐人(化外人ではない人物)への員外官の授与を | 両唐書・冊府元亀の記載に173件確認され、地方官が84件、文職事官が84件、武職事官が41件授与されている。地
- 23 としてではなく突厥を対象としたものと考えられる。したがって、この事例も「東方・南方―文官」、「西方・北方―武官」と 来降した高拱毅と高文簡に対する授与であり、 東方に位置する高句麗に左衛大将軍員外置同正員、左領軍衛将軍員外置が授与されているが、これは突厥の勢力下から唐に 高文簡が同時に遼西郡王を授与されていることから、これらは高句麗への授与

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野

いう対応関係に符合するものとして考えられる。

24

『大唐開元礼』巻九七に、

北上。設諸州朝

典儀設文官三品以上位於横街之南、道東(褒聖侯於三品之下)、介公・酅公位於道西、武官三品以上於介公・酅公之西少南、 唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野)

姓親在西)。設諸方客位、三等以上東方・南方於東方朝集使之東、毎国異位、重行北面、西上、西方・北方於西方朝集使之西 四品以下、皆分方位於文武官当品之下、諸州使人分方位於朝集使之下、亦如之。設諸親位於四品・五品之南 集使位、 都督・刺史及三品以上、東方・南方於文官三品之東、重行北面、西上、西方・北方於武官三品之西、 (皇帝親在東、異 重行北面、東上。

倶毎等異位、重行北向、相対為首。設文官四品・五品位於懸東、六品以下於横街之南、毎等異位、重行西面、

每国異位、重行北面、東上。四等以下、分方位於朝集使六品之下、重行、毎等異位。

とある。文官三品以上の席次は東、武官三品以上の席次は西となっており、東方・南方の朝集使・刺史・都督の席次は文官三

品以上の東であり、西方・北方の朝集使・刺史・都督の席次は武官三品の西となる。さらに東方・南方の蕃望 (唐による外国

人へのランク付け)三等以上は東方・南方の朝集使の東、西方・北方の蕃望三等以上は西方・北方の朝集使の西となっている。

これらの席次に見られる、文官―東方・南方、武官―西方・北方という関係は、本稿の分析結果と符合する。

### 別表 1

2	_	1	_	_	_	_	_	_	_	1	整 型 足
新羅使	大欽茂	大欽茂	大欽茂	大欽茂	大欽茂	大欽茂	大欽茂	大欽茂	大欽茂	大欽茂	人名
新羅	渤海	渤海	渤海	渤海	遊車	渤海	遊	遊	遊	渤海	国令出
検校礼部 尚書	司空	検校太尉	渤海国王	特進	太子詹事	左金吾大 将軍	左驍衛大将軍	忽汗州都督	渤海郡王	桂婁郡王	授与され た官爵
正三品、	正一品、	正一品、	正一品,	正二品	正二品	正三品	出三品		従一品、	従一品、	授与官.
文職事官	文職事官	文職事官	興	文散官	文職事官	武職事官	武職事官		躢	睴	授与官爵の詳細
検校官	累加拜	累加拜	進封	累加	累加	襲父位為	<b>罰其</b> 父為	<b>罰其</b> 父為	襲父位為 ※旧 詔遣內 侍段守簡往冊、 為		官爵授与の経 緯
	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	官爵授与後の 経緯
広徳二年	宝應元年	宝應元年	宝應元年	天宝中	天宝中	開元二六年	開元二五年	開元二五年	開元二五年	開元二十年	元号
764	762	762	762	天寶中	天	738	737	737	737	733	年代
朝貢使への授与 人名不明	嵩璘父	新唐書では検校官で、寶應元 年、762年 嵩璘父	韶以渤海為国 嵩璘父	<b></b>	嵩璘父	<b></b>	真外官 武芸子 嗣其父為とあるので、738 年 の記事と同じ授官と考えられ る。	武芸子 嗣其父為とあるので、739 年 の記事と同じ授官と考えられ る。	<b>蒂</b> 珠父	武芸子	備考
冊府元亀、巻九七六、外臣部、褒異三 三国史記、巻九、新羅本紀	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 唐会要、卷九六、渤海 冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 唐会聚、卷九六、渤海 新唐書、卷二一九、北狄、渤海 邢府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐曹、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 唐会要、卷九六、渤海 新唐曹、卷二一九、北狄、渤海 册府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 册府元亀、卷九六七、外臣部、継襲	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 唐会要、卷九六、渤海 邢府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 唐会要、卷九六、渤海 邢府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 唐会要、卷九六、渤海 邢府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨	旧唐書、卷一九九下、列伝、北妖、渤海 冊所元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 冊府元亀、卷九六七、外臣部、総襲	旧唐書、卷一九九下、列伝、北秋、渤海 唐会聚、卷九六、渤海 田府元亀、卷九六五、外田郎、封用三 田府元亀、卷九六七、外田郎、維襲	冊府元亀、巻九六四、外臣部、封冊二	丘典

4	4	4	4	ω	ω	ω	ω	w	ω
								(金)	
金敬信	金敬信	金敬信	金敬信	金良相	金良相	金良相	金良相	<b></b>	金良相
新羅	新羅	推羅	新羅	新羅	新羅	新羅	养 羅	新羅	新羅
新羅都督	検校太尉	新羅王	寧海軍使	寧海軍使	雞林州刺 史	新羅都督	検校太尉	新羅王	使持節大 都督
	正一品、文職事官	正一品、騨					正一品、文職事官	正一品、騨	
襲其官爵	襲其官爵	襲其官爵	製其官爵			為		述	Ä
在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃
貞元元年	貞元元年	貞元元年	貞元元年	貞元元年	貞元元年	貞元元年	貞元元年	貞元元年	貞元元年
785	785	785	785	785	785	785	785	785	785
新羅上相 羈縻州	金良相の従兄弟 新羅上相	金良相の従兄弟 田書には「襲其官爵」、新 唐書には「襲王」のみある 唐会要では、新羅国王 新羅上相	新羅上相	軍使の官品は不明 冊府元亀では進中四年、783 年	州の上・中・下が不明なため、 詳しい官品は不明 羈縻州 冊府元亀では建中四年、788 年	羈縻州	冊府元亀では、簡較太師 検校官	冊府元亀では進中四年、783 年 唐会要では新羅国王	唐会要では、都督
冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三 唐会要、巻九五、新羅 冊府元亀、巻九六六、外臣部、継襲	冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三 唐会要、巻九五、新羅 冊府元亀、巻九六六、外臣部、継襲	冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九五、新羅 冊府元亀、卷九六六、外臣部、維襲	冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三 唐会要、巻九五、新羅 冊府元亀、巻九六六、外臣部、総襲	旧唐書 卷十二、本紀、徳宗上 旧唐書、卷一九九上、列伝、東夷、新羅国 冊府元亀、卷九六五、《任部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 三国史記、卷九、新羅本紀九	旧唐書、列伝、第一四十九上、東夷、新羅国 旧唐書、巻十二、本紀、徳宗上 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三 唐 会聚、巻九十五、新羅 三国史記、巻九、新羅本紀九	旧唐書、卷十二、本紀、徳宗上 旧唐書、卷一九九上、列伝、東夷、新羅国 明布万亀、外丘昭、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅	旧唐書、卷十二、本紀、徳宗上 旧唐書、卷一九九上、列伝、東夷、新羅国 冊府元亀、卷九六五、《任部、封冊三 唐会聚、卷九十五、新羅 三国史記、卷九、新羅本紀九	旧唐書、卷十二、本紀、徳宗上 旧唐書、卷一九九上、列伝、東夷、新羅国 冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 三国史記、卷九、新羅本紀九	旧唐書、卷十二、本紀、徳宗上 唐会要、巻九十五、新羅

			_	_							_			
	∞	∞	∞	∞	∞	00	7	7	7	7	6	6	ហ	4
大嵩璘	大嵩璘	大嵩璘	大ங璘	大ங璘	大語璘	大嵩璘	金俊邕	金俊邕	金俊邕	金俊邕	尹輔酋	尹輔酋	薬羅葛炅	金敬信
渤海	渤海	渤海	渤海	渤海	渤海	渤海	滞	新羅	新羅	新羅	南詔	南詔	回	新羅
金紫光祿大夫	検校司徒	銀青光祿 大夫	検校司空	渤海国王	忽汗州都督	渤海郡王	開府	検校太尉	新羅王	鶏林州大 都督	兼中丞	検校太子 詹事	検校	鶏林州刺
出三出	用一品,	従三品、	五一品	五一品		従一品、	常—————————————————————————————————————	H-H-	H  			正三四	徐二 品	
文散官	文職事官	文散官	文職事官	悪		翠	文赞自	文職事官	78			文職事官	従二品、文職事官	
遣使来朝、加	遣使来朝、加	tin	hп	進封	<b>事、為</b>	遣内常侍殷志 瞻冊	排 題 明 命	排節 <b></b>	排 等 無 命	持節冊命		並	来朝	襲其官爵
在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃			使者への授与	在蕃
永貞元年	永貞元年	貞元十四年	貞元十四年	貞元十四年	貞元十一年	貞元十一年	貞元十六年	貞元十六年	貞元十六年	貞元十六年	貞元十一年	貞元十一年	貞元八年	貞元元年
805	805	798	798	798	795	795	800	800	800	800	795	795	792	785
	旧唐書、渤海伝では検校司空				内常侍殷志瞻冊書往渤海冊羈縻州とある		令司封郎中兼御史中丞韋丹持 節冊命とあるが、道中、金俊 邕の計報を受け、子の立っの を認めている。官位の世襲の 有無は不明。		旧唐書、本紀・冊府元亀では新羅囲王となっている新羅囲王となっている(さんずいに母)東金石苑、劉燕庭撰、未題朝代、唐鏊蔵時碑では、貞元十六年	羈縻州	兼御史中丞か	使者に対する授与	使者への授与 検校官 本唐人呂氏、為可汗養子	新羅上相羈縻州
旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、巻十四、本紀、順宗 旧唐書、巻一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、巻一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三		旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨田府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、巻十三、本紀、徳宗下 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三 冊府元亀、巻九六七、外臣部、継襲	旧唐書、巻十三、本紀、徳宗下 旧唐書、巻一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨	旧唐書、卷一九九上、列伝、東夷、新羅国 冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会聚、卷九十五、新羅 三国史記、卷十、新羅本紀十	旧唐書、卷一九九上、列伝、東夷、新羅国冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 三国史記、卷十、新羅本紀十	一九九上、 卷九六五、 九十五、新 卷十、新羅	旧唐書、卷一九九上、列伝、東夷、新羅国 冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三	冊府元亀、巻九七六、外臣部、褒異三	冊府元亀、巻九七六、外臣部、褒異三	新唐書、巻二一七上、回鶻上	

10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	00	00
格裕	裕	権格	金重熙	金重照	金重照	金重熙	金重熙	金重熙	金重熙	金重熙	大嵩鄰	大調羅
<b>溪</b>	殿	<b>溪</b> 国	新羅	新羅	新羅	新羅	新羅	新羅	新羅	新羅	渤海	養
掃賊王	饒楽郡王	<b>検</b> 校司空	持節寧海 軍使	鶏林州諸 軍事	使持節大都督	開府儀同 三司	鶏林州刺 史	検校太尉	新羅王	上柱国	右驍衛大 将軍	検校太尉
出一品,	第一品,	用 U U			第二品、 港方官	第一品,		H-H	正一品、	品二出	正三品、	H-H-
畢	羅	正一品、文職事官			文職事官、	文散官		文職事官	翠	割自	武職事官	正一品、文職事官
身入朝	入朝、放還蕃	身入朝	為遺使冊命	造使冊命	為 遣使冊命	造使冊命	為遺使冊命	造使冊命	為 遺使冊命	為 遺使冊命	有詔授	加
放還蕃とある ので、在蕃 羈縻州の管理	放還蕃とある ので、在蕃 羈縻州の管理	放還蕃とあるので、在蕃羈縻州の管理	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃
元和元年	元和元年	元和元年	貞元二一年	貞元二一年	貞元二一年	貞元二一年	貞元二一年	貞元二一年	貞元二一年	貞元二一年	年代不明	元和元年
806	806	806	805	805	805	805	805	805	805	805	年代不明	806
新志では、帰賊郡王	冊府元亀では、奚王 落 放還著	旧志では、「來朝、加」 奚王 落 雪会要のみ、太和元年、827 年 放選著		羈縻州	羈縻州	授官前は、新羅嗣王	羈縻州				最初の授官 欽茂少子	
旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、奚国新唐書、卷二一九、列伝、北狄、奚国	旧唐書、巻十四、本紀、憲宗上、元和元年 冊府元亀、巻九七六、外臣部、褒異三 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三	相相田 雅 相 相 相 相 相 相 相 相 相 相 相 相 机 大 市 市 市 元 市 市 市 元 市 市 東 近 元 市 東 東 元 市 東 東 大		旧唐書、巻十四、本紀、順宗 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三 三国史記、巻十、新羅本紀十	旧唐書、巻十四、本紀、順宗 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三 三国史記、巻十、新羅本紀十	旧唐書、巻十四、本紀、順宗 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三 三国史記、巻十、新羅本紀十	旧唐書、卷十四、本紀、順宗 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三 三国史記、巻十、新羅本紀十	旧唐書、巻十四、本紀、順宗 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三 三国史記、巻十、新羅本紀十	旧唐書、巻十四、本紀、順宗 三国史記、巻十、新羅本紀十	旧唐書、巻十四、本紀、順宗 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三 三国史記、巻十、新羅本紀十	新唐書、巻二一九 北狄、渤海	旧唐書、巻一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 旧唐書、巻十四、本紀、憲宗上 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三

12	12	12	12	12	=	11	11	11	10	10
金彦昇	金彦昇	金 彦 昇	金 彦 昇	金彦昇	大元瑜	大元瑜	大元瑜	大元瑜	権格	蕃
騰	新羅	捲	腾	群	渤海	渤海	渤海	渤海	米田	州田
三	雞林州刺 史	検校太尉	新羅国王	持節 軍使 海	銀青光祿 大夫	忽汗州都督	検校秘書	渤海国王	銀青光祿大夫	饒楽府都 督
徐————————————————————————————————————		正一品,	正一品,		従三品、		従三品、	正一品、	従川品、	
文 骸 自		文職事官	潮		文散官		文職事官	率	文散官	
<b>坂</b> 兼	菰	対	菰	拔兼	遣使朝貢	遣使朝貢	遣使朝貢	依前	入朝、放還蕃	身入朝
在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	放還蕃とある ので、在蕃 羈縻州の管理	放還蕃とある ので、在蕃 羈縻州の管理
元和七年	元和七年	元和七年	元和七年	元和七年	元和四年	元和四年	元和四年	元和四年	元和元年	元和元年
812	812	812	812	812	809	809	809	809	806	806
遺使金昌南等來告哀新羅の柏	遺使金昌南等來告哀 羈縻州	遺使金昌南等來告哀	遺使金昌南等來告哀 三国史記では、新羅王	遣使金昌南等來告哀	嵩璘男	嵩璘男	<b>嵩璘男</b>	嵩璘男	奚王 落 放還蕃	
旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、新羅四 斯羅四 旧唐書、卷十五、本紀、憲宗下 冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九五、新羅 三国史記、卷十、新羅本紀十	旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、 新羅国	旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、新羅四 旧唐書、卷十五、本紀、憲宗下 旧府書、卷十五、本紀、憲宗下 冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会獎、卷九五、新羅 三国史記、卷十、新羅本紀十	旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、新羅四 田唐書、卷十五、本紀、憲宗下 冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九五、新羅 三国史記、卷十、新羅本紀十	旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、 新羅国 旧唐書、卷十五、本紀、憲宗下 冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会獎、卷九五、新羅 三国史記、卷十、新羅本紀十	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册行元亀、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨田府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三		旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨册府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、巻十四、本紀、憲宗上 冊府元亀、巻九七六、外臣部、褒異三 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、奚国

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野)

# 唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野)

旧唐書、
羈縻州
元瑜弟
元瑜弟
元瑜弟
元瑜弟
遺使金昌南等來告哀 羈縻州
遺使金昌南等來告哀 三国史記では、使特節大都督
遺使金昌南等來告哀

									Г		
16	16	16	16	16	15	15	15	15	15	14	14
<b>金星</b>	令 県 後	<b>金星</b>	金景後	金景徽	大彝震	大彝震	大彝震	大彝震	大彝震	大仁秀	大仁秀
光耀	新羅	光耀	<b>新</b> 羅	新羅	渤海	渤海	渤海	海	渤海	渤海	渤海
開府 第 司 司	雞林州大 都督	検校太尉	新羅王	上柱国	銀青光祿 大夫	忽汗州都 督	檢校祕書 騽	渤海国王	渤海都督	金紫光祿 大夫	検校司空
従一品、文數官	従二品、 地方官	正一品、文職事官	正一品、	正二品、	従三品、		従三品、文職事官	正一品		正三品、	正一品、
按的	文職事官、	文	趣	動自	文散官		文職事官	專		武散官	文職事官
特節曲命	持節冊命	特節曲命	兼 持節冊命	持節冊命	英	為	椪	從	益	遣使来朝、	遣使来朝、加
21	4	41	21					41		加	$\vdash$
推	在蕃	格	在審	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃
太和五年	太和五年	太和五年	太和五年	太和五年	太和五年	太和五年	太和五年	太和五年	太和五年	元和十五年	元和十五年
831	831	831	831	831	831	831	831	831	831	820	820
唐会要では、太和四年、830年		旧唐書、本紀では検校太保となっている。	冊府元亀では、新羅王		翌年に、「遺王子大明俊等來朝」とある	羈縻州					
旧唐書、卷十七、本紀、文宗下 旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、 新羅国 新羅国 冊所元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九十五、新羅 三回史記、卷十、新羅本紀十	旧唐書、卷十七、本紀、文宗下 旧唐書、列伝、第一四十九上、東夷、新羅国 冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九五、新羅	と 旧唐書、巻十七、本紀、文宗下 旧唐書、巻一九九上、列伝、第一四九上、東夷、 新羅国 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三 唐会聚、巻九五、新羅 三国史記、巻十、新羅本紀十	旧唐書、卷十七、本紀、文宗下 旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、 新羅国 冊所元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会要、卷九五、新羅 三国史記、卷十、新羅本紀十	旧唐書、巻十七、本紀、文宗下冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、巻十四、本紀、憲宗下 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、巻十七下、本紀、文宗下 旧唐書、巻一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷十七下、本征、文宗、 旧唐書、卷十九九下、列伝、北次、渤海、靺鞨 冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 冊府元亀、卷九六七、外臣部、継襲	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨	旧唐書、巻一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三

	18	18	18	18	17	17	17	17	17	17	17	16	16	16
	<b>盟没斯</b>	<b></b> 强没斯	<b></b>	<b></b>	金慶膺	金慶膺	金慶膺	金慶膺	金慶膺	金慶曆	金慶膺	金景徽	金剛緩	金剛幾
	回給	回紇	回	回答	新羅	产	产							
Ē	検校工部	右金吾衛 大将軍	懷化郡王	帰義軍使	持節充寧 海軍使	雞林州諸 軍事	使持節大 都督	上柱国	開府機同 三司	検校太尉	新羅王	使持節	持節 軍使 軍使	軍事州諸
	正三品、文	正三品、武	従一品、鰯				従二品、文 地方官	正二品、勲官	従一品、文:	正一品、文	正一品、瞬			
	文職事官	武職事官					文職事官、	마	文散官	文職事官				
9	来型降	来降 詔拜、為	来壓降	米紹	持節冊命	持節冊命	(本) 特質用命							
( c c c c c c c c c c c c c c c c c c c	入朝後、一族	入朝後、一族 とともに入朝	入朝後、一族とともに入朝	入朝後、一族 とともに入朝	在蕃	在審	在審							
	会昌二年	会昌二年	会昌二年	会昌二年	会昌元年	太和五年	太和五年	太和五年						
	842	842	842	842	841	841	841	841	841	841	841	831	831	831
- 1	被換問	賜李氏、名	唐会要では、年年の本代、名唱	使職のたる									使職のため官品不明	
「恒久巻」口でで	4. 电阻力操作图象	名嗢沒斯曰思忠	だは、会昌三年、843 名嗢沒斯曰思忠	使職のため官品なし 賜李氏、名嗢沒斯曰思忠									6官品不明	
制语言、	田唐書、巻十八上、本紀、武宗 新唐書、巻一二十下 同鶴下	新唐書、卷二一七下、回饋下	旧唐書、卷十八上、本紀、武宗 新唐書、卷二一七下、回傳下 冊所元亀、卷九六五、久臣部、封冊三 唐会聚、卷九十八、回終 唐大詔令集、卷一二八、唱沒斯懷化郡王制	旧唐書、卷十八上、本紀、武宗、591 冊所元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 唐大詔令集、卷一二八、嗢没斯帰義軍使制	三国史記、巻十一、新羅本紀十一	旧唐書、卷十七、本紀、文宗下 旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、 新羅国 唐会要、卷九五、新羅	旧唐書、卷十七、本紀、文宗下 旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、 新羅田 冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 唐会爽、卷九五、新羅 三国史記、卷十、新羅本紀十	旧唐書、卷十七、本紀、文宗下 旧唐書、卷一九九上、列伝、第一四九上、東夷、 新羅国 冊府元亀、外臣部、封冊三 唐会爽、卷九五、新羅 三国史記、卷十、新羅本紀十						

											l .	l .						
22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	21	20	20	20	20	19	19	19	19
金殿	金罬	金殿	金展	金展	金膺廉	金膺廉	金膺廉	金膺廉	金膺廉	金膺廉	大虔晃	大虔晃	大虔晃	大虔晃	愛耶勿	愛耶勿	愛邪勿	愛邪勿
新羅	新羅	新羅	新羅	新羅	新羅	新羅	新羅	新羅	新羅	新羅	渤海	渤海	渤海	渤海	回	回紇	回紇	回紇
使持節大 都督	雞林州諸 軍事	開府儀同三司	検校太尉	新羅王	雞林州諸 軍事	使持節大 都督	上柱国	開府儀同三司	検校太尉	新羅王	銀青光祿 大夫	忽汗州都督	大 大 大 大 大 大 市	渤海国王	掃義副軍 使	検校右散 騎常侍	寧塞郡公	右領軍大 将軍
		従一品、	正一品	五一品		従二品、 地方官	正二明	従一品、	出一品	正一品	従三品、		従三品、	正一品		正三品、	従一品、	正三品、
		文散官	文職事官	率		文職事官、	灣山	文散官	文職事官	率	文散官		文職事官	瑘		文職事官	翠	武職事官
持節冊命	持節冊命	持節冊命	持節冊命	持節冊命	持節冊命	持節冊命	持節冊命	持節冊命	持節冊命	持節冊命						碰	拜	為
在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	闘没斯と共に 行動か	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
乾符五年	乾符五年	乾符五年	乾符五年	乾符五年	咸通六年	咸通六年	咸通六年	咸通六年	咸通六年	咸通六年	大中十二年	大中十二年	大中十二年	大中十二年	会昌二年	会昌二年	会昌二年	会昌二年
878	878	878	878	878	865	865	865	865	865	865	858	858	858	858	842	842	842	842
												羈縻州			使職のため官品な 旧唐書、本紀では 勿となっている。 賜孝氏、名愛邪勿	檢校官 賜李氏、	賜李氏、	賜李氏、
															使職のため官品なし 旧唐書、本紀では人名が受耶 勿となっている。 賜李氏、名愛邪勿曰弘順	名愛邪勿曰弘順	名愛邪勿曰弘順	名愛邪勿曰弘順
三国史記、	三国史記、	三国史記、	三国史記、	三国史記、	三国史記、	三国史記、	三国史記、	三国史記、	三国史記、	三国史記、	旧唐書、	旧唐書、	旧唐書、	旧唐書、	旧唐書、	旧唐書、	新唐書、	新唐書、
			1、 巻十一	1、 巻十一、	八一、	5	1、巻十一、	5、巻十一、	1、巻十一	1、巻十一、	巻十八下、	卷十八下、	巻十八下、	巻十八下、	卷十八上、	卷十八上、	卷二一七下、	11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1
-、新羅本紀十一	-、新羅本紀十一	-、新羅本紀十一	·、新羅本紀十一	-、新羅本紀十一	、新羅本紀十一	、新羅本紀十一	-、新羅本紀十一	、新羅本紀十一	-、新羅本紀十一	-、新羅本紀十一	八、本約、宣宗	八、本笵、宣宗	八、本紀、宣宗	本紀、	5、本紀、武宗	1、 本汽、 武宗	1下、回鶻下	巻二一七下、回鶻下

### 別表 2

	6	c	n	51		51		4		4		బ		ယ		2		2	1		1	機 開 号
	鄧吉知	I I	<b>%</b> 出生	南郎唐		南郎唐		美玉鉢		美玉鉢		湯佛庭		湯佛庭		湯厥		湯厥	娺朣		凝避	人名
	通租国	Ě	当田田	東女国		東女国		東女国		東女国		東女国		東女国		東女国		東女国	文 軍 国		文單国	国传出
	丹州長史	<b>善</b> [	144年	試太僕卿	Š	銀青光祿 大夫		試太僕卿	*	銀青光祿		試太僕卿		銀青光祿大夫	-		K	銀青光歳	開府儀 三 三 司		試殿中監	授与され た官爵
		m A I	常日ロー	従三品、		第15号、		徒三品、		従三品、		従三品、		第二品		第三品、		従三品、	常一品,		従三品、	授与官爵の詳細
		) 1	小脚川	文職事官		文散官		文職事官		文散官		文職事官		文散官		文職事官		文散官	文散官		分職事官	_
	兼	,	<del>-</del>	巽		厳		試		遊		戰		鼓		對			믹		為	官爵授与の経 緯
	不明	1,27	出	八明		光明		不明		不明		不明		不明		不明		不明	不明		不明	官爵授与後の 経緯
	貞元九年	)(	直元九年	貞元九年		貞元九年		貞元九年		貞元九年		貞元九年		貞元九年		貞元九年		貞元九年	大曆六年		大暦六年	元号
	793	100	793	793		793		793		793		793		793		793		793	771		771	年代
内地羈縻州	逋租国王弟 <sub>- 本胡</sub>	武太府少卿	() () () () () () () () () () () () () (	試太僕卿				試太僕卿				試太僕卿				試太府卿			文單国王 冊府元亀では、文單副王となっている 来朝	##付元亀では、X單副土となっている 来朝		備老
唐会要、卷九九、東女国	旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女	卷九九、東女国	唐会要、巻九九、東女国 旧唐書 列仁 卷一九十 崗峦 戒崗鎌 亩七	旧唐書、列伝、巻一九七、南蛮、西南蟹、東女 国	唐会要、卷九九、東女国	旧唐書、列伝、巻一九七、南蛮、西南蠻、東女 国	唐会要、卷九九、東女国	旧唐書、列伝、巻一九七、南蛮、西南蠻、東女	唐会要、卷九九、東女国	旧唐書、列伝、巻一九七、南蛮、西南蠻、東女	唐会要、卷九九、東女国	旧唐書、列伝、巻一九七、南蛮、西南蠻、東女	唐会要、卷九九、東女国	旧唐書、列伝、巻一九七、南蛮、西南蠻、東女   国	唐会要、巻九九、東女国	旧唐書、列伝、巻一九七、南蛮、西南蠻、東女 国	唐会要、卷九九、東女国	旧唐書、列伝、巻一九七、南蛮、西南蠻、東女	旧唐書、卷十一、本紀、代宗李榮、大曆六年新唐書、卷二二二下、南蠻下、真臘冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三	新唐書、卷	旧唐書、卷十一、本紀、代宗李豫、大曆六年	出典

14	13	12	12	11	=	10	10	9	9	∞	∞	7	7
楊鏌龍武	悉利移	段南羅	段南羅	薫苑蓬	薫葾莲	過息費	湯息贊	蘇歴順	標照	薛莫庭	薛莫庭	薛尚悉囊	韓尚悉囊
南詔	羅田	無極	無極	超	至 健 因	彩 連 囲	米 連 国	清遠国	清遠国	南火国	南水国	南火国	南水国
對太僕少	試太僕卿	兼御史中	試太子詹 事	試太僕卿	銀青光祿 大夫	試太僕卿	銀青光祿 大夫	試衛尉卿	銀青光祿 大夫	銀青光祿大夫	試太僕卿	麵州長史	製少府少
従四品上、 官	従三品、	正五品上官	正三品、	従川品、	常川品、	従三品、	従三品、	従三品、	従二品、	従三品、	従三品、		従四品で
· 文職事	文職事官	上、文職事	文職事官	文職事官	交费自	文職事官	文散官	文職事官	文散官	文散官	文職事官		従四品下、文職事 官
試	戝	兼	試	武	藏	試	蕨	試	厳	蔽	試	**	試
民	不明	在蕃	在蕃	思	八胆	展	民	思	思	思	民	民	不明
貞元十九年	貞元十八年	貞元十年	貞元十年	貞元九年	貞元九年	貞元九年	貞元九年	貞元九年	貞元九年	貞元九年	貞元九年	貞元九年	貞元九年
803	802	794	794	793	793	793	793	793	793	793	793	793	793
南詔朝賀使 使者に対する授官 唐会要では、貞元14年 冊府元亀では、楊嶷龍	驃国王子	雲南来朝使	雲南来朝使	試太僕卿		試太僕卿 唐会要では湯悉贊	唐会要では湯悉贊	試衛尉卿			試太僕卿	内地羈縻州 来朝 南水国王姪	試少府少監 来朝 南水国王姪
唐会要、卷九九、南詔蠻 旧唐書、卷一九七、南蠻 西南蠻、南詔蠻 冊府元亀、卷九七六、外臣部、褒異三	旧唐書、列伝、巻一九七、南蠻 西南蠻、驃国 冊府元亀、巻九七六、外臣部、褒異三	冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異三	冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異三	旧唐書、列伝、巻一九七、南蛮、西南蠻、東女 国 唐会要、巻九九、東女国	列伝、	旧唐書、列伝、卷一九七、南蛮、西南蠻、東女 国 唐会要、卷九九、東女国	旧唐書、列伝、巻一九七、南蛮、西南蠻、東女 国 唐会要、巻九九、東女国	旧唐書、列伝、巻一九七、南蛮、西南蠻、東女 国 唐会要、巻九九、東女国	列伝、	旧唐書、列伝、巻一九七、南蛮、西南蠻、東女 国 唐会要、巻九九、東女国	旧唐書、列伝、巻一九七、南蛮、西南蠻、東女 国 唐会要、巻九九、東女国	列伝、巻	旧唐書、列伝、巻一九七、南蛮、西南蠻、東女 国 唐会要、卷九九、東女国

# 唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野)

ļ	,	

_		1		
18	18	17	16	15
尹輔酋	尹輔酋	金允夫	金沔	金献忠
南詔	南詔	新羅	新羅	新羅
兼中丞	検校太子 詹事	試光祿卿	試光禄少 卿	試秘書監
	正三品、文職事官	正四品上階、文職事官	正四品上階、文職事官	従二品、文職事官
	為	英	為、武	対
在蕃	在蕃	在唐	在唐	在唐
貞元十一年	貞元十一年	年代不明	元和七年	元和元年
795	795	明代 不	812	806
兼御史中丞か	使者に対する授与	新羅質子 開成元年に在職 開成元年、巻九九九、外臣部、 冊行元亀、巻九九九、外臣部、 請求で、宝歴元年に入宿衛の 請願	前職は、試衛尉少卿 新羅質子	宿衛 新羅王子
冊府元亀、	冊府元亀、	冊府元亀、	冊府元亀、	冊府元亀、 三国史記、
1、巻九七六、外臣部、褒異三	1、卷九七六、外臣部、褒異三	à、卷九七四、外臣部、	1、卷九七六、外臣部、褒異三	卷九七六、外臣部、 卷十、新羅本紀十
$\Box$				

### **妈表**3

		1	1	T	T	1	
22	_	_	ь	ь	ь	ь	整理号
金仁問	扶餘隆	扶餘隆	扶餘隆	扶餘隆	扶餘隆	扶餘隆	人名
新羅	百済	拉	百裕	百裕	拉	日浴	出身国
左領軍衛 将軍		光祿大夫	熊津都督	帯方郡王	太常員外 卿	司稼卿	授与され た官爵
正三品、	正二品、	2011年		2000年	H III P	従川品、	授与官爵の詳細
武職事官	武散官	文數官		翠	文職事官	文職事官	
特、授	贈	尋帰京師、拝	尋帰京師、拝	尋帰京師、拝	尋帰京師、拝	厳	官爵授与の経 緯
在唐	死後の贈官	在著令帰本蕃とあるので、後に在蕃	在権令帰本蕃とあるので、後に在蕃	在権令帰本蕃とあるので、後に在蕃	在権令帰本蕃とあるので、後に在蕃	在唐 令帰本蕃とあ るので、後に 在蕃	官爵授与後の 経緯
永徽二年	永淳元年	儀鳳二年	儀鳳二年	儀鳳二年	龍朔二年	顯慶五年	元号
651	682	677	677	677	662	660	年代
<b>宿</b> 衛	死後の贈官	降伏後の授与	降伏後の授与	降伏後の授与	員外官 降伏後の授与	降伏後の授与	備考
三国史記、巻四四、列伝四、金仁問	芒洛冢墓遺文四編、唐、扶餘隆墓誌 唐代墓誌彙編、永淳 024	旧唐書、卷一九九上、列伝、東夷、百済国唐代墓誌彙編、永淳 024	旧唐書、卷一九九上、列伝、東夷、百済国 三国史記、卷二八、百済本紀、六 唐代墓誌彙編、永淳 024	旧唐書、卷一九九上、列伝、東夷、百済国 冊府元亀、卷九六六、外臣部、篠襲 三国史記、卷二八、百済本紀、六 唐代墓誌樂編、永淳 024	旧唐書、卷一九九上、列伝、東夷、百済国 唐代墓誌樂編、永淳 024	新唐書、卷二二十、東夷、百済 三国史記、卷二八、百済本紀、六 三代墓誌彙編、永淳 024	出典

ω	ω	ω	ω	ω	ω	2	2	2	22	22	2	22	22	22	2
阿史那元	阿史那元	阿史那元慶	阿史那元慶	阿史那元	阿史那元	金仁問	金仁問	金仁問	金仁問						
张展	栄験	突厥	突厥	突厥	突	新羅	新羅	新羅	新羅	新羅	新羅	料羅	料羅	新羅	新羅
大将軍外	無 上 上 上 四	鎮国大将	崑陵都護	左玉鈴衛 将軍	左豹韜翊 府中郎将	上柱国	輔国大将 軍	臨海郡開 国公	左羽林軍 将軍	鎮軍大将 軍	右武威衛 大将軍	臨海郡公	新羅王	右驍衛員 外大将軍	右驍衛大 将軍
正三品、武職事官		正二品、武散官		従三品、武職事官	正四品下、武職事官	正二品、勲官	正二品、武散官	正二品、爵	正三品、武職事官	従二品、武散官	正三品、武職事官	従一品、郷	正一品、寒	正三品、武職事官	正三品、武職事官
	變	累拜	碰	遂擢、為	4 イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ				114	索	114			24	加授
						在唐	在唐	在唐	在唐	在唐	在唐	後に一時帰国 も在唐	後に一時帰国 も在唐	後に一時帰国も在唐	在唐
垂拱初	垂拱初	垂拱初	垂拱初	垂拱初	垂拱初以前	載初元年	載初元年	載初元年	載初元年	調路元年	調路元年	咸亨五年、 上貞元年	咸亨五年、 上貞元年	威亨五年、 以前	乾封元年
685	685	685	685	685	垂拱初 以前	690	690	690	690	679	679	674	674	要年点 中 大 人 人	666
回史那彌幹の跡を継ぐにあた。 っての加後 新書書では左威衛大将軍 新書書では左威衛大将軍 長壽二年三月已卯の死去時ま で在職 香書、卷四、則天順聖武皇 后紀では員外	瀬射の子 可汗号	阿史那彌射の跡を継ぐにあた っての加授	彌射の子	彌射の子	彌射の子							外交官として、幾度も唐と新羅在在復 三国史記では、新羅王授与以前。法敏の復爵後に再度、臨 海郡公を授与されている	法敏に対する制裁として、仁問に新羅王が与えられている	新羅王授与以前 三国史記、列伝では674年	高宗の封禅に伴う授与
旧唐書、卷一九四下、炎熙伝、四史那彌射新唐書、卷一九四下、炎熙伝、四史那彌射新唐書、卷四、則天順聖武皇后紀新唐書、卷七六、高宗則天順聖皇后伝	旧唐書、卷一九四下、突厥伝、阿史那彌射	新唐書、卷二一五下、突厥伝、阿史那彌射	旧唐書、卷一九四下、突厥伝、阿史那彌射	旧唐書、卷一九四下、突厥伝、阿史那彌射 新唐書、卷二一五下、突厥伝、阿史那彌射	旧唐書、列伝、卷九四下、突厥下、阿史那彌射	三国史記、巻四四、列伝四、金仁問	三国史記、巻四四、列伝四、金仁問	三国史記、巻四四、列伝四、金仁問	三国史記、巻四四、列伝四、金仁問	三国史記、巻四四、列伝四、金仁問	三国史記、巻四四、列伝四、金仁問	新唐書、卷二二〇、列伝、東夷、新羅国 三国史記、卷七、新羅本紀	新青書、卷二二〇、列伝、東夷、新羅国 冊府元亀、卷九八六、外臣部、征討五 唐会更、卷九十五、新羅 三国史記、卷六、新羅本紀六	新唐書、巻二二〇、列伝、東夷、新羅国 三国史記、巻六、新羅本紀六 三国史記、巻四四、列伝四、金仁問	三国史記、巻四四、列伝四、金仁問

∞	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	51	4
						正級	区級					
<b>李楷浴</b>	大祚栄	大非栄	大祚栄	大常栄	阿史那默	史那默	史那默	阿史那默	更那默	阿史那默	慕容宣趙	加雅
契丹	靺鞨渤 海	渤海	遊海	渤海	突厥	突厥	突厥	突厥	突厥	突厥	吐谷渾	東女
薊國公	特進	忽汗州都督	左驍衛員 外大将軍	渤海郡王	右驍員外 大将軍	遷善可汗	特進	驃騎大将 軍	左衛大将軍	帰国公	左豹韜員 外大将軍	左玉鈴衛員外将軍
	H.I.B.		出二品	常—————————————————————————————————————	用山田		正二品	従一品、	四二四	第一品,	出出。	常川門
	文散官		武職事官	壓	武職事官		文散官	武散官	武職事官	騨	正三品、武職事官	従三品、武職事官
埋	卒贈	加授	遺郎将崔訴往 冊拜		来朝		詔知微持節冊	菠	俄遣使来朝	俄遣使来朝		使大臣来請官號
	在蕃	後に「毎年朝 貢」とあるの で在著	後に「毎年朝 貢」とあるの で在蕃	後に「毎年朝 貢」とあるの で在蕃	不明		入朝後に遺使 とあるので、 在蕃と考えら れる		入朝後に遺使 とあるので、 在蕃と考えら れる	入朝後に遺使 とあるので、 在蕃と考えら れる	在唐	在蕃
開元初	開元七年	開元元年	開元元年	開元元年	景雲二年	萬歳通天元 年	萬歲通天元 年	萬歳通天元 年	長壽二年	長壽二年	聖曆三年	垂拱二年
	719	713	713	713	711	696	696	696	693	693	700	686
	死後の贈官	羈縻州のため官品なし		冊府元亀、封冊では、714年	員外官 楊我支特勤を派遣しての授官	可汗号の授与			冊府元亀では、696年		員外官 新唐書、冊府元亀では宣超 襲父、鳥地也援勒豆可汗とあ る	員外官 遺大臣、來請官號 新唐書では、顯慶初
舊唐書、卷一一○、李光弼伝 新唐書、卷一三六、李光弼伝	冊府元亀、巻九七四、外臣部、褒異一	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 新唐書、卷二一九、列伝、北狄、渤海 冊府元亀、卷九六四、外臣部、封冊二	一九九下、二一九、列	旧唐曹、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨新唐曹、卷二一九、列伝、北狄、渤海明香、卷二十九、列伝、北狄、渤海川府元亀、卷九六四、外田郎、封甲二川府元亀、卷九六七、外田部、辮襲	旧唐書、卷一九十四上 突厥上、默啜	<b>冊府元亀、巻九六十四、外臣部、封冊二</b>	旧唐書、卷一九十四上 突厥上、默娺新唐書、卷二一五上、突厥上、默娺	冊府元亀、巻九六十四、外臣部、封冊二	旧唐書、卷一九十四上 突厥上、默娺新唐書、卷二一五上、突厥上、默娺新唐書、卷二一五上、突厥上、默炀邢府元亀、卷九六十四、外臣部、封冊二	旧唐書、卷一九十四上 突厥上、 默娺新唐書、卷二一五上、 突厥上、 默啜	旧唐書、卷一九八、列伝、西戎、吐谷淨新唐書、卷二二一上、列伝、西戎、吐谷泖新唐書、卷二二一上、列伝、西戎、吐谷泖邢府元亀、卷九六四、外臣鄉、封冊二	旧唐書、卷一九七、列伝、南蛮、東女国新唐書、卷二二一上、列伝、西域上、東女冊行元亀、卷九二四、《日昭》、封冊二唐会要、卷九十九、東女国

12	=	10	10	10	9	9	∞	∞	000	00	00	00	00
挾跌思泰	女。	慕容道奴	慕容道奴	慕容道奴	火拔頡利 發	火拔頡利 發	李楷浴	李楷 浴	李楷洛	李楷洛	李楷洛	<b>李楷浴</b>	<b>李楷浴</b>
突厥	栄	吐谷渾	<b>吐谷</b> 渾	吐谷渾	栄展	突厥	<b>製</b>	製丹	契丹	契丹	契丹	契丹	契丹
樓煩郡公	軍衛大将軍員外置	型	左威衛大 将軍同正	雲中郡開 国公	左衛員外 大将軍	燕北郡王	排 仁 田	松漠都督	左驍衛将	営州都督	常	朔方節度 副使	左羽林将 軍同正
従一品、爵	正三品、武職事官		正三品、武職事官	従一品、爵	正三品、武職事官	従一品、爵	正—品、寒		従三品、武職事官		正五品上、武職事官		従三品、武職事官
苹					攜妻子来奔 制授 新唐書では、 「	攜妻子来奔 拜	更封、為	ネ		審	敬		
在唐	在蕃	羈縻州の管理	羈縻州の管理	羈縻州の管理	不明	現	在蕃羈縻州の管理	在蕃羈縻州の管理			放還蕃とあるので、在蕃		
開元三年	開元三年	開元三年	開元三年	開元三年	開元二年	開元二年	天宝四年	天宝四年	不明	年代不明	開元十年	開元初	開元初
715	715	715	715	715	714	714	745	745	八明	現代不	722		
内地羈縻州	来期 知機屋大首領 おでの軍衛が不明 自外置 設放選著とある	どこの刺史か不明 羈縻州と考えられる	員外官		員外官	新唐書では、燕山郡王	契丹大首領 冊府元亀では天宝五年 新唐書では「楷落」、冊府元 亀、封冊では「楷鑑」	契丹大首領 冊府元亀では天宝五年 新唐書では「楷落」、冊府元 亀、封冊では「楷鑑」	延和元年に在職	死後の贈官	どこの郎将か不明 契丹大首領		
旧唐書、卷一九四上 突厥上、默啜 冊府元亀、卷九七四、外臣部、褒異一	冊府元亀、巻九七四、外臣部、褒異一	新唐書、卷二一五上列伝、突厥上、默啜 冊府元亀、卷九六四、外臣部、封冊二 冊府元亀、卷九七四、外臣部、褒異一	新唐書、卷二一五上列伝、突厥上、默啜 冊府元亀、卷九六四、外臣部、封冊二 冊府元亀、卷九七四、外臣部、褒異一	新唐書、卷二一五上列伝、突厥上、默啜 冊府元亀、卷九六四、外臣部、封冊二 冊府元亀、卷九七四、外臣部、褒異一	旧唐書、卷八、本紀、玄宗 旧唐書、卷一九四上、突厥下、阿史那步真 新唐書、卷二一五上、突厥上、默啜	旧唐書、卷一九四上、突厥下、阿史那步真 新唐書、卷二一五上、突厥上、默啜	新唐書、卷二一九、北秋、契丹冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三	新唐書、卷二一九、北狄、契丹冊府元亀、卷九六五、外臣郎、封冊三	舊唐書、卷一九九下、奚 新唐書、卷二一九、北狄、契丹	新唐書、巻一三六、李光弼伝	冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異二	舊唐書、巻百十、李光弼伝	舊唐書、卷一一〇、李光弼伝 新唐書、卷一三六、李光弼伝

四
$\sim$

15	15	15	14	14	14	14	14	13	13	13	12	12	12
李大輔	李大輔	李大輔	伏帝匐	伏帝匐	伏帝匐	伏帝匐	伏帝匐	鶻屈頡斤	鴨屈頡斤	鶻屈頡斤	挾跌思泰	挾跌思泰	挟跌思泰
<b>※</b>	<b>※</b>	米田	回紇	回終	回	回ろ	回紇	栄	栄	栄	突厥	栄興	突厥
左金吾員外大将軍	饒楽郡王	競楽州都 督	赤水軍使	河西経略 副使	左金吾衛 大将軍員 外置同正	特進	瀚海都督	刺史	左驍衛大 将軍員外 置	陰山郡公	特進	挾跌都督	右衛員外 大将軍
正三品、武職事官	<b>統一品、</b> 鄭				正三品、武職事官	正二品、文骸官			正三品、武職事官	従一品、爵	正二品、文散官		正三品、武職事官
事官 使、降	東深る	使、降	碰	碰	事官	中			当	革	米容	米容	来作解
在蕃縣州			不明	不明		不明		「賜宅」と り邸宅を授 されている	「賜 宅」と り邸宅を授 されている	「賜宅」と り邸宅を授 されている	為在唐	為在唐	為在唐
在蕃 羈縻州の管理	在蕃羈縻州の管理	在蕃 羈縻州の管理						「賜宅」とあり邸宅を授与されている	「賜宅」とあり邸宅を授与されている	「賜宅」とあり邸宅を授与されている			
開元三年	開元三年	開元三年	年代不明	年代不明	年代不明	開元七年	開元三年	開元三年	開元三年	開元三年	開元三年	開元三年	開元三年
715	715	715	年代不	年代不	年代不明	719	715	715	715	715	715	715	715
唐会要では、開元五年、717 年 員外官	唐会要では、開元五年、717年 年 新唐書、冊府元亀、外臣部、 封冊では開元四年	羈縻州	使職のため、官品なし	兼 使職のため、官品なし	既職、開元七年以前	死後の贈官 既職に、河西経略副使・赤水 軍使・左金吾衛大将軍員外置 同正員	默啜討伐の翌年の授与	どこの刺史か不明	員外官			羈縻州	員外官 冊府元亀、褒異では右衛大将 軍員外置
旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹 新唐書、卷二一九、北狄、奚国 唐会要、卷九十六、奚	旧曹書、卷一九九下、北外、奚国 新青書、卷二一九、北外、奚国 册府元亀、卷九六四、外臣部、封冊二 册府元亀、卷九六七、外臣部、接襲 唐会要、卷九十六、奚	旧唐書、巻一九九下、北狄、契丹 新唐書、巻二一九、北狄、奚国	唐会要、卷九八、回紇	唐会要、巻九八、回紇	册府元亀、巻九七四、外臣部、褒異一	册府元亀、巻九七四、外臣部、褒異一 唐会要、巻九八、回紇	新唐書、巻二一七上、回鶻上	新唐書、卷二一五上、突厥上、默廢 冊府元亀、卷九六四、外臣部、封冊二	新唐書、卷二一五上、突厥上、默啜 冊府元亀、卷九六四、外臣部、封冊二		旧唐書、卷一九四上 突厥上、默啜 邢府元亀、卷九七四、外臣部、褒異一	旧唐書、卷一九四上 突厥上、默啜 冊府元亀、卷九七四、外臣部、褒異一	旧唐書、卷一九四上 突厥上、對廢冊府元亀、卷九七四、外臣部、褒異一

19	19	19	19	18	17	17	16	16	16	15
一級四	談阻	一級四	一級四	阿史那忠 孝	恒海	但父館	ョ 挟 数	回洪然	副 拼 数	李大輔
				快樂	但問題	回題	回歸	中国	回歸	<b>彩</b>
静析軍経 備大使	松漢都督	左金吾衛 大将軍員 外置同正	松漠郡王	左領軍衛員外将軍	左衛員外 大将軍員 外置同正	途西郡王	型史	左領軍衛将軍員外置	平城郡開国公	右金吾衛 大将軍
		H II P	<b>従</b> ―	正三品	正三品,	従一品、		H II P	第一品,	
		武職事官	畢	武職事官	武職事官	率		武職事官	鼆	正三品、武職事官
			堂	敬	米容	米	無米容	巴米爾	米両	î
兄を継いでいるので、在著 のので、在著 対	兄を継いでいるので、在著 か 朝際州の管理	兄を継いたい るので、在蕃 羈縻州の晋理	兄を継いたい めので、在蕃 サ 朝驟州の管理	在唐	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	
開元六年	開元六年	開元六年	開元六年	開元六年	開元三年	開元三年	開元三年	開元三年	開元三年	開元四年
718	718	718	718	718	715	715	715	715	715	716
使職のため官品なし 李失活弟	羈縻州 李失活弟	李失活弟	李失活弟	明子 員外官 亡婦	員外官 冊府元亀、褒異では員外では ないが封冊では員外となって いる。		どこの刺史か不明 高麗大角 新志では景雲中	員外置 冊府元亀、褒異では景龍三年 日 新志では景雲中 高麗大館	高麗大열新志では景雲中	開元六年時に在職 冊府元亀は一貫して右屯衛大 将軍となっている
旧唐曹、卷一九九下、北炎、契丹田府元亀、卷九六四、外臣部、封田二田府元亀、卷九六七、外臣部、封田二田府元亀、卷九六七、外臣部、雒襲唐会要、卷九六、契丹	旧唐曹、卷一九九下、北狄、契丹 邢府元亀、卷九六四、外臣部、封邢二 邢府元亀、卷九六七、外臣部、쑚襲 唐会要、卷九十、契丹	旧唐書、卷一九九下、北汉、契丹田府元亀、卷九六十四、外臣部、封田二田府元亀、卷九六十八、外臣部、封田二田府元亀、卷九六七、外臣部、卷襲唐公暇、卷九十六、契丹	旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹 冊府元亀、卷九六四、外臣部、封冊二 冊府元亀、卷九六七、外臣部、維襲 唐会要、卷九六、契丹	新唐書、卷二一五下、突厥下、西突厥、阿史那 彌射	旧唐書、卷一九四上列伝、突厥上、默廢新書書、卷二一五上列伝、突厥上、默廢新書、卷二一五上列伝、突厥上、默廢冊乃亀、卷九六四、外臣部、封門二冊府元亀、卷九七四、外臣部、褒異一	旧曹書、卷一九四上 列伝、突厥上、默啜新曹書、卷二一五上、突厥上、默啜斯曹者、卷二一五上、突厥上、默啜田府元亀、卷九六四、久臣部、封門二田府元亀、卷九七四、久臣部、褒異一	新唐書、巻二一五上 列伝、突厥上、默啜 冊府元亀、巻九六四、外臣部、封冊二 冊府元亀、巻九七四、外臣部、褒異一	新唐書、巻二一五上 邢府元亀、巻九六四 邢府元亀、巻九七四	新唐書、巻二一五上 列伝、突厥上、默啜 冊府元亀、巻九六四、外臣部、封冊二 冊府元亀、巻九七四、外臣部、褒異一	冊府元亀、巻九八六、外臣部、征討 冊府元亀、巻九六四、外臣部、封冊二

唐代の異民族授官における非実職官の授与について(河野)

62	7.7	100	100	60	21	21	21	21	60	100
23	23	22	22	22					20	20
<b>松</b> 標	李文章	無上	無上	鬱干	大武芸	大武芸	大武芸	大武芸	大述芸	大述芸
<b>総</b> 国	<b>溪</b> 国	契丹	契丹	<b>数</b> 中	渤海	渤海	渤海	渤海	謀 器 卷	海
機楽郡王	保塞軍経 略大使	左金吾衛 大将軍	静析軍経 略大使	松漢郡王	桂婁郡王	渤海郡王	忽汗州都督	左驍衛員 外大将軍	左衛大将 軍員外置	懐化大将 軍
従一品,		正三品、		従一品、	従一品、	従一品、		正三品、	出二品	正三品、
78		武職事官		鞸	畢	聯		武職事官	武職事官	武散官
入朝、詔令襲 其兄	入朝、詔令襲 其兄	入朝請婚、授	入朝請婚、授	入朝請婚、封、為為		乃冊立其嫡子、 為	乃冊立其嫡子、 為	乃冊立其嫡子、 為	वी	厳
<b>在</b> 蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在審	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	留宿営 店 営	留宿営在唐
開元十年	開元十年	開元十年	開元十年	開元十年	不明	開元七年	開元七年	開元七年	開元六年	開元六年
722	722	722	722	722	不明	719	719	719	718	718
	使職のため官品なし	入朝後、還蕃 員外	使職のため官品なし 入朝後、還蕃	新誌では、「遺使者聯罪」 入朝後、還著	非栄を継いだ時点で桂婁郡王 とある	冊府元亀、総襲では渤海王	冊府元亀、総襲には九姓燕然 都督もある	冊府元亀に、遺子撫立其嫡子 とある	采期 采期 在唐 首 員外置 大祚栄男	来朝 留宿営 在唐 大祚栄男
旧唐書、卷一九九下、北於、奚国旧唐書、卷八、本元八、 玄宗上 新唐書、卷二一九、北於、奚国 邢府元亀、卷九六四、外臣郑、封卅二 邢月元亀、卷九七五、外臣郑、黄巢二 邢府元亀、卷九七七、外臣郑、赉集二 邢府元亀、卷九七七、外臣郑、赉集 唐会要、卷九六、奚	旧唐書、卷一九九下、北狄、奚国 新唐書、卷二一九、北狄、奚国 邢府元亀、卷九六七、外臣部、継襲	旧唐書、巻一九九下、北狄、契丹 唐会要、巻九六、契丹	旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹 唐会要、卷九六、契丹	旧唐書、卷八、本紀、玄宗 旧唐書、卷一九九下、北秋、契丹 新唐書、卷二一九、北秋、契丹 新府書、卷二一九、北秋、契丹 冊府元亀、卷九七五、外臣鄉、褒異二 冊府元亀、卷九六四、外臣鄉、封冊二 唐会要、卷九六、契丹	冊府元亀、巻九六四、外臣部、封冊二   冊府元亀、巻九六七、外臣部、継襲	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海 冊府元亀、卷九六四、外臣部、封冊二 冊府元亀、巻九六七、外臣部、継襲	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 冊府元亀、卷九六四、外臣部、封冊二 冊府元亀、卷九六七、外臣部、継襲	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 冊府元亀、卷九六四、外臣部、封冊二 冊府元亀、巻九六七、外臣部、継襲	冊府元亀、巻九七四、外臣部、褒異一	冊府元亀、巻九七四、外臣部、褒異

27	26	25	25	25	25	25	24	24	24	23	23	23
大都利行	大昌勃價	部固	部固	邵固	部固	部固	平平	무귀	무구	<b>卒</b> 會 撰	李魯蘇	李魯蘇
渤海	遊	契丹	契丹	契丹	契丹	契丹	契丹	契丹	契丹	<b>彩</b> 国	奚国	奚国
桂婁郡王	左威衛員 外将軍	廣化王	郎将	左羽林軍 員外大将 軍	広化郡王	静析軍経 略大使	左金吾衛 員外大将 軍	静析軍経 略大使	松漠郡王	奉誠王	右羽林軍 員外将軍	右金吾員 外大将軍
従一品、爵	従三品、武職事官	正一品、쮁	正五品上、武官	正三品、武職事官	従一品、鄭		正三品、武職事官		従一品、爵	氏 	従三品、武職事官	正三品、武職事官
N. I.		8.1.	武職事			411		a limit	Al-ek	-		
4位	第	* 1	菰	拜	改封	拜	襲兄官爵	襲兄官爵	襲兄官爵	改對、為	改封、為授	入朝、詔令襲 其兄
不明	留宿衛とあるので、在唐	放還蕃とあるので、在蕃	放還蕃とあるので、在蕃	放還蕃とあるので、在蕃	放還蕃とあるので、在蕃	放還蕃とあるので、在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在審	在蕃	在蕃
開元八年	開元十三年	開元十四年	開元十四年	開元十三年	開元十三年	開元十三年	開元十一年	開元十一年	開元十一年	開元十四年	開元十四年	開元十年
720	725	726	726	725	725	725	723	723	723	726	726	722
	来朝 員外官 留宿衛 渤海王大武毅之弟	改封冊、前職は松漢郡王	遺其臣、来朝 使者への授官 別人の可能性あり どこの郎将か不明	還蕃 員外官	通審	使職のため官品なし				新誌では拳跛郡王で717年 冊府元亀では改封冊、前職は 総樂郡王		唐会要では、左金吾員外大将 軍 員外官
冊府元亀、巻九六四、外臣部、封冊二	冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異二	冊府元亀、巻九六四、外臣部、封冊二	冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異二	旧唐書、卷一九九下、北狄、契丹 新唐書、卷二一九、北狄、契丹 唐会要、卷九十六、契丹	旧唐書、卷一九九下、北秋、契丹 新唐書、卷二一九、北秋、契丹 唐会聚、卷九十六、 契丹 冊府元亀、卷九六七、外臣部、総製	旧唐書、巻一九九下、北狄、契丹	旧唐書、巻一九九下、北狄、契丹冊府元亀、巻九六七、外臣部、継襲	旧唐書、巻一九九下、北狄、契丹 冊府元亀、巻九六七、外臣部、継襲	旧唐書、巻一九九下、北狄、契丹 冊府元亀、巻九六七、外臣部、継襲	旧唐書、卷一九九下、北狄、奚国旧唐書、卷一九九下、北狄、奚国旧青書、卷八、本紀八、玄宗上新書書、卷二一九、北狄、奚国明府元亀、卷九六四、外臣鄉、封冊二明府元亀、卷九六七、外臣鄉、維雙唐会要、卷九六、奚	旧唐書、巻一九九下、北狄、奚国 新唐書、巻二一九、北狄、奚国	旧唐書、卷一九九下、北狄、奚国 唐会要、卷九十六、奚 冊府元亀、巻九六七、外臣部、継襲

### 四四四

34	34	34	34	33	32	31	30	29	29	28	27	27	27
松祥	华群	李詩	华哲	金志廉	金志良	金売満	阿摩支知	粉籤	茶籤	層面質	大都利行	大都利行	大都利行
幾囲	奚国	奚国	<b>彩</b> 国	新羅	新羅	新羅	十貴国	<b>奚</b> 国	奚国	契丹	渤海	渤海	渤海靺 鞨
帰義州都 督	特進	左羽林軍 大将軍同 正	帰義王	鴻臚少卿 員外置同 正員	太僕少卿 員外置	大僕卿員 外置	右武衛大 将軍員外 置同正員	郎将	右武衛員 外大将軍	右領軍衛 員外大将 軍	特進	鴻臚卿	左武衛大 将軍員外 置
	正二品、	正三品、	五一品	正四品上、	従四品上、 官	従川品、	프트	官工品上、	五三四、	HII	出二界	従川品、	正三品、
	文散官	武職事官	羅	文職事	、 文職事	文職事官	武職事官	, 武職事	武職事官	武職事官	文散官	文職事官	武職事官
降、拝	来降、韶封	降、拝	来降、韶封	첓		蔽	埋	苹	進位	進位	卒贈	卒贈	故
在蕃	在蕃 羈縻州の管理	在蕃 羈縻州の管理	在蕃 羈縻州の管理	留宿衛とある ので、在唐 三国史記では、 734年	放還蕃とあるので、在蕃	留宿衛とあるので、在唐	在蕃	放還蕃とあるので、在蕃	放還蕃とあるので、在蕃	放還蕃とあるので、在蕃	在唐	在唐	留宿衛とあるので、在唐
開元二十年	開元二十年	開元二十年	開元二十年	開元二十年	開元十九年	開元十八年	開元十六年	開元十四年	開元十四年	開元十四年	開元十六年	開元十六年	開元十四年
732	732	732	732	732	731	730	728	726	726	726	728	728	726
羈縻州		司正		来賀正、遣方物 留宿衛 興光(崇基)姪	員外置 放還蕃 賀正使 新羅臣	員外置とある。 留宿衛 新羅国王金與光姪	員外置同正員	来朝 どこの郎将か不明 放還蕃	員外官 放還蕃	員外官 放還蕃 契丹縣令	留宿衛 渤海王子 死後の贈官	渤海王子 留宿衛 死後の贈官	来朝 員外置とある 留宿衛
旧唐書、巻一九九下、北狄、奚国 新唐書、巻二一九、北狄、奚国 冊府元亀、巻九六七、外臣部、継襲	旧唐書、巻一九九下、北狄、奚国	旧唐書、卷一九九下、北狄、奚国新唐書、卷二一九、北狄、奚国	旧唐書、巻一九九下、北狄、奚国 冊府元亀、巻九六七、外臣部、継襲	唐会要、卷九五、新羅 三国史記、新羅本紀	冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異二 三国史記、巻八、新羅本紀八	巻九七五、 巻八、新編	冊府元亀、巻九六四、外臣部、封冊二	冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異二	冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異二	冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異二	冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異二	冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異二	冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異二

	42	42	41	41		40	39	39	₩ ₩	37	36	36	36	35
	_	大欽茂	輽	蕃		胡祿達于	斯壁	斯壁 行思 鮮 闕	金端蝎丹	金忠信	順 直	羅真檀	羅真檀	金思蘭
	渤海	渤海	渤海	渤海靺		突騎施	突厥	尖	新羅	新羅	数	護密	機密	新羅
1	渤海郡王	王雄亀卦	左領軍衛 員外大将 軍	太子舎人員外		右金吾将 軍員外置	左金吾衛 大将軍員 外	既将	衛尉少卿員外置	左領軍衛 員外大将 軍	左武衛将軍	左金吾衛 将軍	護密国王	太僕員外
	11	能一品、	正三品、	正六品上官		能三品、	正三品、		従四品上、 官員外	品三品	従川品、	正三品、	正一品、	従川品、
		椰	武職事官	上、文職事		武職事官	武職事官		文職事	武職事官	武職事官	武職事官	聯	従三品、文職事官
※旧 韶遺内 侍段守簡往冊、 為	鄭父位為		授 来朝	換		鼓	莰	蔽			厳	於内殿、授	封、為	入朝留京師
I	在蕃	春	留宿衛とある ので、在唐	放還蓄のため、 在蓄		放還蕃とあるので、在蕃	放還蕃とあるので、在蕃	放還蕃とあるので、在蕃	放還蕃とあるので、在蕃		留宿衛とあるので、在唐	放還蕃とある ので、在蕃		在唐
	開元二五年		天宝二年	開元二四年		開元二四年	開元二二年	開元二一年	開元二二年	開元二二年以前	天宝八載	開元二一年	開元二十年	開元二一年
	737	733	743	736		736	734	733	734	734以 前	749	733	732	733
		子芸斌	留宿衛 人名が不明 渤海王弟	員外官 放還蕃 渤海靺鞨王弟	放還著 大首領 市府元亀、通好では、左金吾 将軍員外置	来朝 員外官	来朝 突厥大臣 員外官 放還蕃	来朝 どこの郎将か不明 放還蕃	来20 来20 真外官 放選蕃 放選番	開元二二年以前に授官 宿衛	護密国王 来朝 留宿衛	来朝 員外とある 員外置とある、来朝、放還蕃		員外官 留京師 興光族人
唐会要、卷九 冊府元亀、卷 冊府元亀、卷	旧唐書、巻一	<b>寨、</b> 電空地冊	冊府元亀、巻	冊府元亀、巻		冊府元亀、巻 冊府元亀、巻	冊府元亀、巻	冊府元亀、巻	冊府元亀、巻	三国史記、巻	冊府元亀、巻九七五、	冊府元亀、巻九七四、 冊府元亀、巻九六四、 新唐書、巻二二一下、	冊府元亀、巻	旧唐書、巻一
、卷九六、渤海 亀、卷九六五、 亀、卷九六七、		卷九六四、	卷九七五、	卷九七五、		卷九七五、 卷九八十、	卷九七五、	巻九七五、	卷九七五、	巻八、新羅	九七五、	だた四、 ガた四、 コード、	卷九六四、	九九上、
へ 下 の の に に に に に に に に に に に に に	, 光炎、	外臣部、封冊二	外臣部、褒異二	外臣部、褒異二		外臣部、褒異二 外臣部、通好	外臣部、褒異二	外臣部、褒異二	外臣部、褒異二	新羅本紀八	外臣部、褒異二	. 外臣部、褒異二 外臣部、封冊二 列伝、西域下、謙匿	外臣部、封冊二	旧唐書、卷一九九上、列伝、東夷、新羅国

### 四六

45	44	43	42	42	42	42	42	42	42	42
處木昆匐 延闕律啜	大勗進	英賀咄頡	大欽茂	大欽茂	大欽茂	大欽茂	大欽茂	大欽茂	大欽茂	大欽茂
突騎施	遊海	幾	渤海	遊	渤海	渤海	遊海	渤海	渤海	漸海
右驍衛員 外大将軍	左武衛大 将軍員外 置同正	左金吾衛 大将軍員 外置	凹空	検校太尉	渤海国王	特進	太子詹事客容	左金吾大 将軍	左驍衛大将軍	忽汗州都督
正三品	門門	H !!! "!!	正一品	H—H	표	正二品、		正二男	H H H	
武職事官	武職事官	武職事官	文職事官	文職事官	騨	文散官	文職事官	武職事官	武職事官	
益	蔽	颉	累加拜	累加拜	進封	累加	<b>翠</b> 加	襲父位為	嗣其父為	<b>罰其</b> 父為
不明	留宿衛とあるので、在唐	放還蕃とあるので、在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在蕃	在審
開元二八年	開元二七年	開元二六年	宝應元年	宝應元年	宝應元年	天宝中	天宝中	開元二六年	開元二五年	開元二五年
740	739	738	762	762	762	天寶中	大資中	738	737	737
員外官   実験施部落   来降時の授与	来朝 員外官、同正 留宿衛 渤海王弟	来朝 突厥首領 員外置 放還蕃		新唐書では検校官で、寶應元 年、762年 嵩璘父	韶以渤海為国高璘父	嵩璘父	<b>蒿辮父</b>	曹璘父	資外官 武芸子 嗣其父為とあるので、738年 の記事と同じ授官と考えられ る。	武芸子 嗣其父為とあるので、739 年 の記事と同じ授官と考えられ る。
新唐書、巻二一五下、突厥下、突騎施鳥質勒、 車鼻施啜蘇祿 冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異二	<b>冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異二</b>	冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異二、11288	所以出	旧唐曹、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 唐会聚、卷九六、渤海 新唐曹、卷二一九、北狄、渤海 邢府元亀、卷九六五、外臣部、封田三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 音会聚、卷九六、渤海 新唐書、卷二一九、北狄、渤海 冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 冊府元亀、卷九六七、外臣部、裁製	旧唐書、巻一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 唐会要、巻九六、渤海 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、巻一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 唐会要、巻九六、渤海 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 唐会要、卷九六、渤海 冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海 册府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 冊府元亀、卷九六七、外臣部、維襲

52	52	51	50	50	50	50	49	49	48	47	47	46
三蔵大徳僧伽羅密	大徳三蔵 伽羅密多	阿悉爛頡	骨力裴羅	骨力裴羅	骨力裴羅	思力裴羅	趙曳夫	趙曳夫	頓阿波	吐火仙骨 啜	屋 火仙骨	阿史那洪
勃律	小勃律	九姓回 紇	回	回約	回紇	九姓回 紇	東女	東女	突騎施	突騎施	突騎施	突騎施
鴻臚員外卿	右金吾員 外中郎将	右武衛員 外将軍	左驍衛員 外大将軍	特進	奉義王	右驍衛員 外大将軍	左金吾衛 大将軍	帰昌王	右武衛員 外将軍	脩義王	左金吾衛 員外大将 軍	太僕員外 卿
従三品、	正四品下、官	従三品、	E I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	品二五	正一品、	従三品、	되 미 만	正一品、	従三品、	正一品、	品川田	従三品、
文職事官	、武職事	武職事官	武職事官	文散官	鼆	武職事官	武職事官	睜	武職事官	鼆	武職事官	文職事官
菽	故	拔	遣使、拜	加授	**	授	菝	嗣位、封為	<b>*</b>	赦以為	赦以為	*
放還蕃とあるので、在蕃	放還蕃とあるので、在蕃	在蕃か	在籍	在蕃	在蕃	在蕃	放還蕃とあるので、在蕃	放還蕃とあるので、在蕃	界		民民	不明
天宝七載	天宝四載	天宝四年	天宝五戦	天宝四載	天宝三載	天宝四載	天宝元年	天宝元年	開元二八年	開元二八年	開元二八年	開元二八年
748	745	745	746	745	743	745	742	742	740	740	740	740
来期 員外官 放還蕃	来朝 放還蕃 勃律僧	勲功による授官 員外官	新唐書、巻二一五下、突厥伝では天宝四載に白眉可汗の死の記述がある。 年代に関しては天宝四載と考年代に関しては天宝四載と考えられる。	逸標苾	頡利吐發、逸標苾は同一人物	勲功による授官 員外官	員外置とある 放遠蕃	放還眷	員外	蘇祿の子 来降時の授与	員外 蘇祿の子 来降時の授与	員外官 突騎施部落
冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異二	冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異二	冊府元亀、巻九七五、外臣部、	新唐書、卷二一七上、回鶻上	唐会要、巻九十八、回紇	和林金石錄、未題朝代、回紇毗伽可汗、聖文神 武式碑 唐会要、巻九十八、回紇	卷九七五、外臣部、	二二一上、 一九七、 九九、東 九九、東 卷九六五、 卷九六六、	新唐書、卷二二一上、列伝、西域上、東女 旧唐書、卷一九七、荫黛、西南蠻、東女国 唐会要、卷九九、東女国 冊府元亀、卷九六五、外臣部、封冊三 冊府元亀、卷九六六、外臣部、継襲	新唐書、巻二一五下、突厥下、突騎施烏質勒、 車鼻施啜蘇祿 冊府元亀、巻九六四、外臣部、封冊二	新唐書、巻二一五下、突厥下、突騎施鳥質勒、 車鼻施啜蘇祿 冊府元亀、巻九六四、外臣部、封冊二	新唐書、巻二一五下、突厥下、突騎施烏質勒、 車鼻施啜蘇祿 冊府元亀、巻九六四、外臣部、封冊二	冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異二

П
깄

61	61	61	60	59	58	57	57	56	55	54	53
骨啜特勒	骨啜特勒	骨啜特勒	山那	藏般若力	善部末摩	光譜	光譜	籠薫占庭	頡利發	期 多 回 密	苾伽葉護 頓阿波移 徤啜
回紇	回紇	回紇	吐火羅	置置	中天竺	平 蕃	平審	퍼	章 品 崇	食無衣大	三樓
銀青光祿大夫	左羽林軍 大将軍	鴻臚卿員 外置	光禄少卿	太常少卿	鴻臚少卿	· 一	左驍衛員 外大将軍	左武衛員 外大将軍	左羽林軍 大将軍員 外置同正	左金吾衛 員外大将 軍	左武衛大 将軍員外 置
従三品、	品三品	従三品、	正四品上階、 事官	北四田 東官	正四品上階、 事官	従一品、	프트	円川田	門門	프트	正三品、
文散官	武職事官	文職事官	上階、文職	上階、文職	-階、文職	淵	武職事官	武職事官	武職事官	武職事官	武職事官
益	新除	益	《	椪	<b>Ä</b>	米解、世	雄	敬	磁	鼓	為
在著だが安史の乱鎮圧のため、入朝している	在著だが安史の乱鎮圧のため、入朝している	在著だが安史の乱鎮圧のため、入朝している	放還蕃とある ので、在蕃	K 思	八男	民	从	不明	在蕃	放還蕃とあるので、在蕃	放還蕃とある ので、在蕃
乾元二年	乾元二年	乾元二年	乾元元年	乾元元年	乾元元年	天宝十四年	天宝十四載	天宝十三年	天宝十二載	天宝十一載	天宝五年
759	759	759	758	758	758	755	755	754	753	752	746
回紇王子	員外官 回紇王子	員外置とある 回紇王子 冊府元亀では、骨咄特勤	来朝 員外置 放還著 吐火羅三蔵	入朝 員外置 罽實王	入朝 員外置 中天竺婆羅門三蔵	吐蕃からの蘇毗王子の来降 蘇毗は東女の王族の姓	投降 員外官 蘇毗王子	員外官	員外置、同正員とある	来朝 員外官 放還蕃	遺使朝貢 員外置とある 放還蕃
旧唐書、卷一九五、回紇	旧唐書、卷一九五、回紇	旧唐書、巻一九五、回紇 冊府元亀、巻九七六、外臣部、褒異三	冊府元亀、巻九七六、外臣部、変異二	冊府元亀、巻九七六、外臣部、褒異三	冊府元亀、巻九七六、外臣部、褒異三	新唐書、列伝第一四一上 吐蕃上 冊府元亀、巻九七四、外臣部、褒異二 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三	冊府元亀、巻九七四、外臣部、褒異二 冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三	冊府元亀、巻九七七、外臣部、降附	冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三	冊府元亀、巻九七五、外臣部、褒異二	<b>冊所元亀、巻九七五、外臣部、褒異二</b>

68	68	67	67	67	65	66	66	65	64	63	62
没辱孤	没辱孤	<b>杂</b>	索低	索低	慕容復	慕容復	慕容復	大清允	大常靖	藤瀬石	葉護曜
奚国	奚国	<b>※</b>	奚国	<b>※</b> 国	吐谷渾	吐谷渾	吐谷渾	渤海	渤海	新羅	王誾王
右領軍衛 将軍員外 同正	平州游弈 兵馬使	左衛将軍同正	右武威衛 将軍同正	檀薊州游 弈兵馬使	左金吾衛 大将軍同 正	長楽都督	青海国王	右衛将軍同正	衛尉卿同 正	新尉 員外 少卿	
従三品、j		従三品、	元二明、記		HIH.		正一品、	従三品、	従三品、	正四品上路、 事官	従三品、文職事官
武職事官		武職事官	武職事官		武職事官		顨	武職事官	文職事官	路、文職	文職事官
袛		4位	祥	冼				来朝	授其使	対	
不明	不明	翌年に遺使し ているので、 在蕃か	翌年に遺使し ているので、 在蕃か	不明	在蕃 羈縻州の管理 同正	在蕃 羈縻州の管理	在著 羈縻州の管理	令帰国とある ので在蕃	令帰国とある ので在蕃	放還蕃とあるので、在蕃	留宿衛とある ので、在唐
元和四年	元和四年	太和五年	元和三年	元和三年	不明	貞元十四年	貞元十四年	貞元十年	貞元七年	大曆七年	乾元三年
809	809	831	808	808	不明	798	798	797	794	772	760
投来 員外官 同正官	冊府元亀、外臣部、褒異では 平林游弈兵馬使	同正官	同正官		既職、貞元十四年以前	冊府元亀では、長樂府都督		来朝 同正 令帰国 王子	同正官、使者への官位 令帰国	員外官 放選審 来賀正 帯会要では、寶應二年、763 年	員外官 請留宿
冊府元亀、巻九七六、外臣部、褒異三 冊府元亀、外臣部、封冊三	新唐書、卷二一九、列伝、北氷、奚国 冊府元亀、外臣部、封冊三 冊府元亀、巻九七六、外臣部、褒異三	新唐書、卷二一九、列伝、北氷、奚国 唐会要、卷九六、奚	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、奚国 新唐書、卷二一九、列伝、北狄、奚国 冊府元亀、卷九七六、外臣部、褒異三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、奚国新香書、卷二一九、列伝、北狄、奚国明府元亀、卷二十九、列伝、北狄、奚国明府元亀、卷九七六、外臣部、雍襄三明府元亀、卷九六七、外臣部、維襲	旧唐書、卷一九八、列伝、西戎、吐谷渾新唐書、卷二二一上、列伝、西戎、吐谷	旧唐書、卷一九八、列伝、西戎、吐谷浦 新唐書、卷二二十上、列伝、西戎、吐谷浦 明府元亀、卷二二十九五、外丘弼、封卅二 明府元亀、卷九六元、外臣部、継襲二	旧唐書、卷一九八、列伝、西戎、吐谷渾新香書、卷二二一上、列伝、西戎、吐谷渾明万龟、卷二六五、外臣悉、封門二明府元亀、卷九六五、外臣部、栋襲二	旧唐書、列伝、第一九九下、北狄、渤海靺鞨 冊府元亀、巻九七六、外臣部、変異三	旧唐書、卷一九九下、列伝、北狄、渤海、靺鞨 冊府元亀、卷九七六、外臣部、褒異三	册府元亀、卷九七六、外臣部、褒異三 唐会要、卷九十五、新羅	旧唐書、卷一九八、列伝、西戎、于闢国 新唐書、卷二二一上、西域上、于闢国

*			70		Ī	70			69		68
			国			回及			茹羯		设學组
一半甲岩			地中			製丹			彩囲		溪国
一般到小板。		į	重計攝制	同正員	軍員外置	武衛		軍同正	右驍衛将	軍節度使	主庫
け出推無回形み			( ) 一			従三品、武職事官			従三品、武職事官		
4相国 선 專产均由			(海内附、拝			<b>内</b> 军、			来乘		尤
単プで対形の		2	田子			出出			不明		<b>光</b> 男
水温效/ 胸中型		Ī	会昌三年			会昌三年			太和四年		元和四年
			843			843			830		809
世界中国 - 1 (中国 中国 - 1 (中国 - 1 ) (中国	冊府元亀では、員外制同正員		17		842年	冊府元亀では、会昌二年、		投来奚王	員外置とある		<b>校</b> 来
7/4次甲令十纪岳令/『请中国二』即母时744年	員外制同正員   冊府元亀、巻九六五、外臣部、封冊三		旧唐書、券一九九下、北狄、契丹	巻九	.	、卷一九九	巻九	门一芍、岩浆、	旧唐書、巻十七下、文宗	冊府元亀、外臣部、封冊三	巻九七万

<sup>・</sup> 日日日日本、 1971日日本、 1971日日本 1971日 1972日 1